

第2次結城市環境基本計画（案）

2021年度～2030年度

（令和3年度～令和12年度）

結城市

市長あいさつ

2021年3月

結城市長 小林 栄

目 次

第1章	計画策定の基本的な考え方	1
第1節	第2次計画策定の背景	1
第2節	計画の目的と位置づけ	1
第3節	計画の期間	2
第4節	計画の対象範囲	3
第2章	計画策定の方向性	4
第1節	環境問題などに対する動向	4
第2節	市内の環境状況	9
第3節	計画策定にあたっての課題	18
第3章	目指す環境像と目標	28
第1節	目指す環境像	28
第2節	重点戦略と分野別目標	29
第4章	施策の展開	34
第1節	重点戦略の展開	34
第2節	分野別目標の展開	40
第5章	SDG s の目標との関係性	72
第6章	計画の推進	74
第1節	推進と評価の体制	74
第2節	進行管理の手法	74
資料編	76
用語集	76

用語の後ろに「※」の表示があるものは用語集に記載があります。

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1節 第2次計画策定の背景

結城市環境基本計画（以下「前計画」という。）の策定から8年が経過し、法令や社会経済状況が大きく変化しています。第2次結城市環境基本計画（以下「本計画」という。）は、新たな環境情勢に対応するとともに中長期的な展望を踏まえ、結城市（以下「本市」という。）の環境に関するすべての施策の立案及び展開のよりどころとなるような新たな計画として策定するものです。

第2節 計画の目的と位置づけ

第1項 計画の目的

本市は、地球環境の保全と創造に向け、環境配慮活動を率先して実行することにより、地球温暖化^{*}防止などの地球規模の改善を図ります。また、ゆとりとうるおいのある生活を営むことができる環境を確立できるよう、「みんなの想いを未来へつなぐ活力あふれ文化が薫るまち結城（第6次結城市総合計画に定める将来都市像）」を目指し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会^{*}の構築に取り組むことを目的として本計画を策定しています。

第2項 計画の位置づけ

本市における計画の位置づけは、以下に示すとおりです。

- 策定が進められている「第6次結城市総合計画」の環境に関わるすべての施策の中心となる指針とする
- 「結城市環境基本条例」に掲げる基本理念を具現化するものであり、環境保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すとともに、これに基づき、市の各部門において施策を立案・実施するための指針とする
- 国の定めるところによる「環境基本法」、「第五次環境基本計画」及び茨城県の定めるところによる「第3次茨城県環境基本計画」その他、本市の様々な計画・施策の環境分野と連携した指針とする

第4節 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、本市全域とします。



図 対象範囲（結城市）



本市の木 桑



本市の花 ユリ

第2章 計画策定の方向性

第1節 環境問題などに対する動向

第1項 国際的な動向

2014年（平成26年）に気候変動に関する政府間パネル（IPCC）※第5次報告書が公表されて以降、気候変動の観測や将来予測が進められてきました。気候変動による影響は、気温の上昇、降雨量の変化、海面の上昇などの気候の変化、その変化による水環境・水資源や生態系などの自然環境への影響、さらにその影響を受け、作物の収穫や品質、健康被害など私たちの身近である生活圏までおよびます。このような気候変動へ適応するため国際的に様々な取り組みがなされています。

（1） 持続可能な開発のための2030アジェンダ

2015年（平成27年）9月に国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ※」（以下「2030アジェンダ」という。）は、持続可能な開発目標（SDGs※）として17の目標及び169のターゲットを提示しています。国内の動向の図に示す一覧表にも記載していますが、地球環境そのものの課題及び地球環境と密接にかかわる課題に係る目標が数多く含まれており、これは地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感を表しています。

（2） パリ協定※

国際的な気候変動への対応として2015年（平成27年）12月に採択された国際協定の中で、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロを目指しています。これは、世界全体での脱炭素社会の構築に向けた転換点となっています。

第2項 国内の動向

2018年（平成30年）に、国において「第五次環境基本計画」が策定されました。経済・社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーション※創出、持続可能な循環共生型社会の実現、SDGsの考え方も活用した環境・経済・社会の統合的向上を目指すという方向性が示されました。



図 SDGs（出典：国際連合広報センターHP）

その中では、目指すべき社会の姿として、「地域循環共生圏」の創造、「世界の範となる日本」の確立、これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会※（「環境・生命文明社会」）の実現が掲げられています。

表 SDGs の目標と意味

アイコン	目標	意味
1 	貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
2 	飢餓をゼロに	飢餓に終止符を打ち、食料の安全確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
3 	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
4 	質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5 	ジェンダー※平等を実現しよう	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント※を図る。
6 	安全な水とトイレを世界中に	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
7 	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
8 	働きがいも経済成長も	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
9 	産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
10 	人や国の不平等をなくそう	国内および国家間の格差を是正する
11 	住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
12 	つくる責任つかう責任	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
13 	気候変動に具体的な対策を	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
14 	海の豊かさを守ろう	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
15 	陸の豊かさも守ろう	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、並びに生物多様性※損失の阻止を図る
16 	平和と公正をすべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
17 	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ※を活性化する



図 地域循環共生圏※（出典：環境省 第五次環境基本計画の概要）

直近である 2019 年（令和元年）5 月には、「プラスチック資源循環戦略」が策定され、2020 年（令和 2 年）7 月からレジ袋が原則有料化されるなど、プラスチックごみをはじめとする廃棄物の発生抑制、資源循環の取り組みが強く求められています。

さらに、同年 6 月には、非連続なイノベーションの推進により環境と成長の好循環の実現を目指す「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が決定されるなど、持続可能な社会の実現に向けた動きが国内でも加速しています。

第 3 項 茨城県の動向

茨城県では、急激な人口減少・少子高齢化の進行など、これまでに経験したことがない時代の転換期を迎え、この時代の変化に的確に対応し、未来に希望を持つことができる「新しい茨城」づくりを進めるため、新たな総合計画を 2018 年（平成 30 年）に策定しています。

その中で「かけがえのない自然環境の保全・再生」を大きな政策として掲げ、「湖沼の水質浄化」、「身近な自然環境の保全」、「県民総ぐるみによる地球温暖化対策」、「不法投棄対策と循環型社会づくり」、「持続可能なエネルギー社会の実現」の 5 つの施策を進めることとしています。

表 国内外、茨城県の主な動向

年 度	国際的な動向	国内の動向	茨城県の動向
2012 年度 (平成 24 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都議定書第一約束期間終了 (H25. 3) ・ ハノイ 3R 宣言 採択 (H25. 3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第四次環境基本計画 閣議決定 (H24. 4) ・ 再生可能エネルギー※の固定価格買取制度 (FIT) 開始 (H24. 7) ・ 生物多様性国家戦略 2012-2020 閣議決定 (H24. 9) ・ 地球温暖化対策のための税 導入 (H24. 10) ・ 地球温暖化対策推進法改正 閣議決定 (H25. 3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 次茨城県環境基本計画 策定 (H25. 3)
2013 年度 (平成 25 年度)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 小型家電リサイクル法 施行 (H25. 4) ・ 第三次循環型社会形成推進基本計画 閣議決定 (H25. 5) ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律改正 公布 (H25. 5) 	
2014 年度 (平成 26 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動に関する政府間パネル IPCC 第 5 次評価報告書統合報告書本体採択 (H26. 10) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 次エネルギー基本計画 閣議決定 (H26. 4) ・ 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令公布 (H26. 10) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 茨城の生物多様性戦略策定 (H26. 10)
2015 年度 (平成 27 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択 (H27. 9) ・ パリ協定採択 (H27. 12) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 期科学技術基本計画 閣議決定 (H28. 1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 期いばらき科学技術振興指針 策定 (H28. 3) ・ 第 4 次茨城県廃棄物処理計画 策定 (H28. 3)
2016 年度 (平成 28 年度)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化対策のための税の導入 最終税率への引き上げが完了 (H28. 4) ・ 地球温暖化対策計画 閣議決定 (H28. 5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 茨城県家畜排せつ物利用促進計画 策定 (H28. 4) ・ 霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画 (第 7 期) 策定 (H29. 3) ・ 茨城県地球温暖化対策実行計画 改定 (H29. 3)
2017 年度 (平成 29 年度)			<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 12 次鳥獣保護管理事業計画 策定 (H29. 4) ・ 第 12 次鳥獣保護管理事業計画 変更 (H30. 3)
2018 年度 (平成 30 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 17 回世界湖沼会議 (いばらき霞ヶ浦 2018) 開催 (H30. 10) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第五次環境基本計画閣議決定 (H30. 4) ・ 第四次循環型社会形成推進基本計画 閣議決定 (H30. 6) ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律改正 公布 (H30. 6) ・ 第 5 次エネルギー基本計画 閣議決定 (H30. 7) ・ 気候変動適応法 閣議決定 (H30. 11) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いばらき霞ヶ浦宣言 2018 発信 (H30. 10)
2019 年度 (平成 31 年度) (令和元年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温暖化対策サミット開催 (R1. 9) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品ロスの削減の推進に関する法律 公布 (R1. 5) ・ プラスチック資源循環戦略 策定 (R1. 5) ・ パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略 閣議決定 (R1. 6) 	

第2節 市内の環境状況

第1項 市域の概況

(1) 結城市の位置・沿革

本市は関東平野のほぼ中央、茨城県西北端の県境に位置し、東は鬼怒川をはさんで筑西市と、南は古河市、八千代町と隣接し、北西は江川（西仁連川）を隔てて栃木県小山市と隣接しています。

東経 139 度 52 分、北緯 36 度 18 分に位置し、東西 6 km、南北 13 km と南北に長い形をしており、総面積は 65.76 km² となっています。

明治時代の廃藩置県により茨城県の町村となり、1954 年（昭和 29 年）に結城紬をはじめ農産物の生産を主とした生活圏を同じくする絹川村・上山川村・山川村・江川村の南部 4 か村が結城町と合併し、市制を施行しました。

平成に入ってから、道路や公共施設などの整備が大幅に進み、市制 35 周年記念事業として、市民文化センター「アクロス」が完成、また 50 周年記念事業では、結城市民情報センター・ゆうき図書館がオープンし、2002 年（平成 14 年）の国道 50 号結城バイパスの全線開通により、沿線の商業施設の充実、結城第一工業団地の整備拡大、結城南部第一及び第四土地区画整理事業の完成など着実に発展してきました。

現在は、環境負荷低減に配慮し、経済性に優れた新市庁舎が 2020 年 11 月に完成しました。

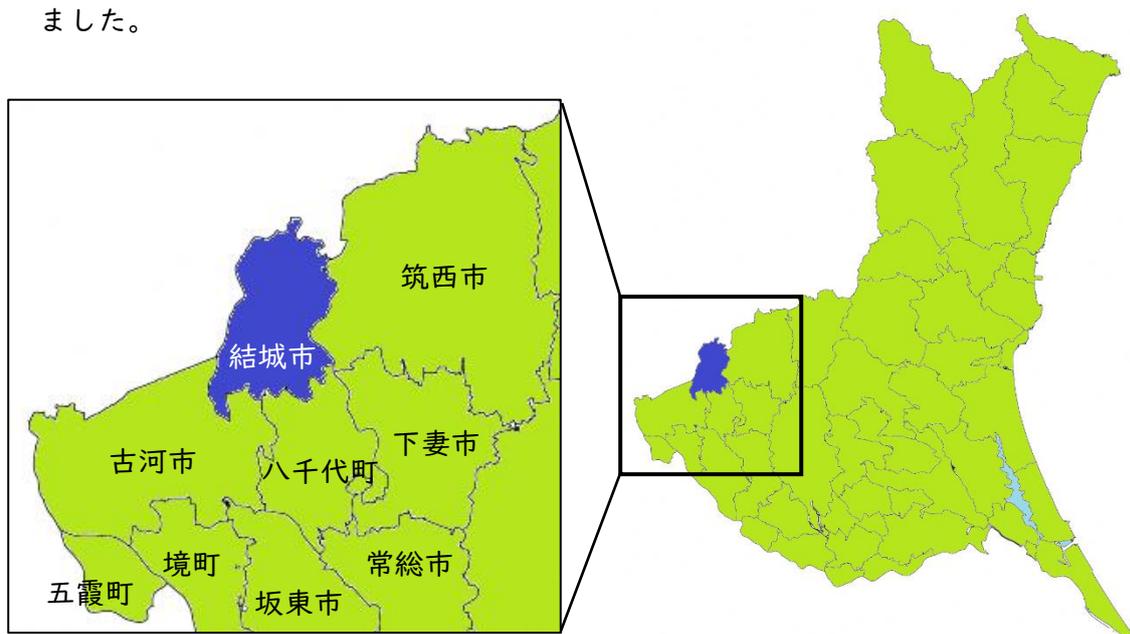


図 本市の位置

(2) 気象

本市は「太平洋岸式気候」であり、夏は梅雨や台風などの影響により降雨量が比較的多いため湿度が高く、冬は乾燥した寒冷な季節風が吹き渡ります。四季を通じて晴天の日が続くなど気象条件に恵まれています。

過去10年間の年平均気温は14℃前後で推移し、降水量は年間で1,000mmから1,300mmとなっています。

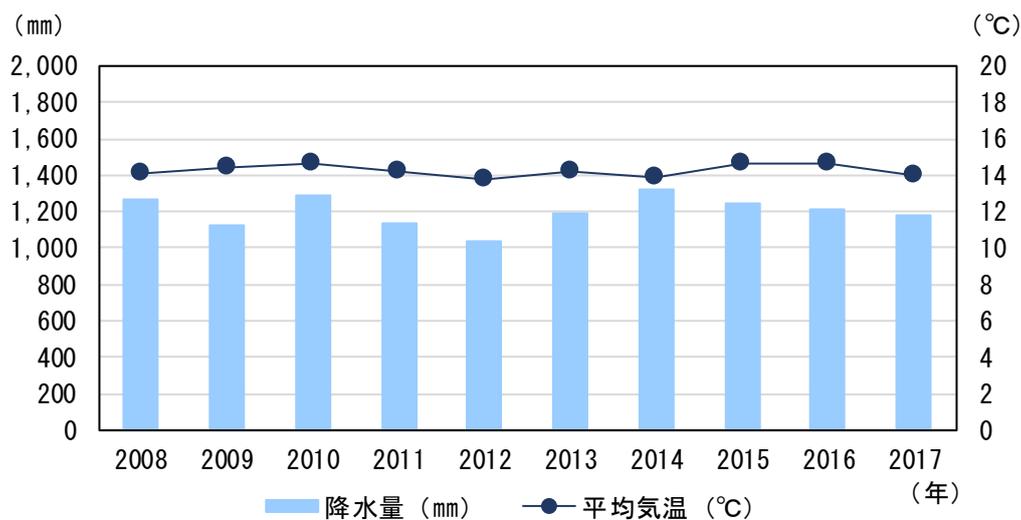


図 年間降水量と年平均気温の推移 出典：統計ゆうき

(3) 土地利用

本市の地目別面積は、過去 10 年間ほぼ変わりなく推移しています。10 年前に比べ、畑が減少した分、宅地やその他が増加しています。

2018 年度（平成 30 年度）時点で田、畑、山林・原野を合わせると市域全体の 59.5%（3,914.9ha）を占めています。宅地は 20.2%（1,327.2ha）、その他（公衆用道路など）20.3%（1,333.9ha）となっています。

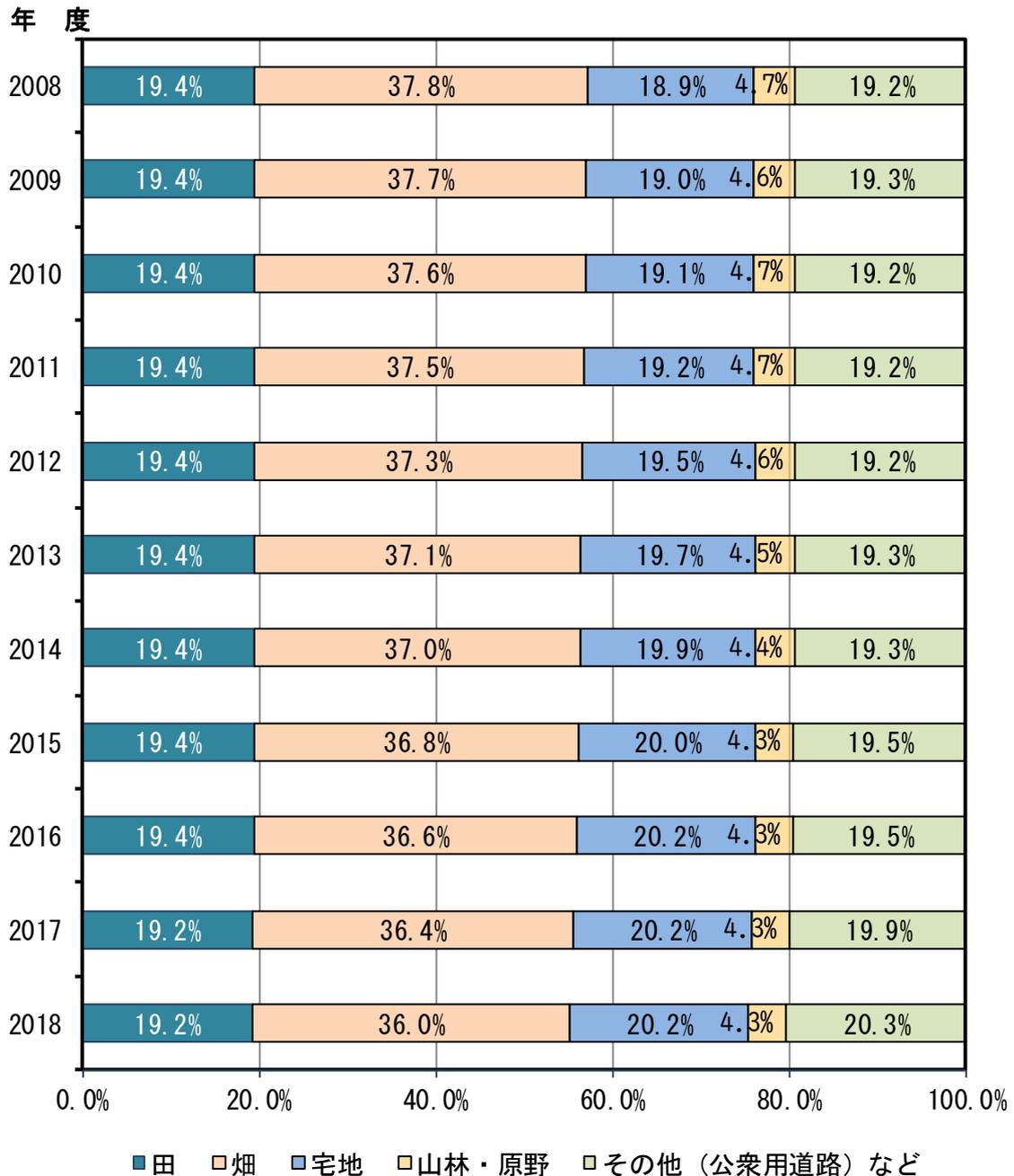


図 地目別土地面積の推移（各年 1 月 1 日現在） 出典：統計ゆうき

(4) 人口

本市の人口は、1975年度（昭和50年度）頃から増加がみられましたが、1992年度（平成4年度）の53,970人をピークに、その後は徐々に減少に転じ2018年（平成30年）1月には51,160人となっています。

世帯数は1974年度（昭和49年度）に10,000世帯を超え、その後は核家族化が進み2018年度（平成30年度）には、19,037世帯を数え現在も増加し続けています。

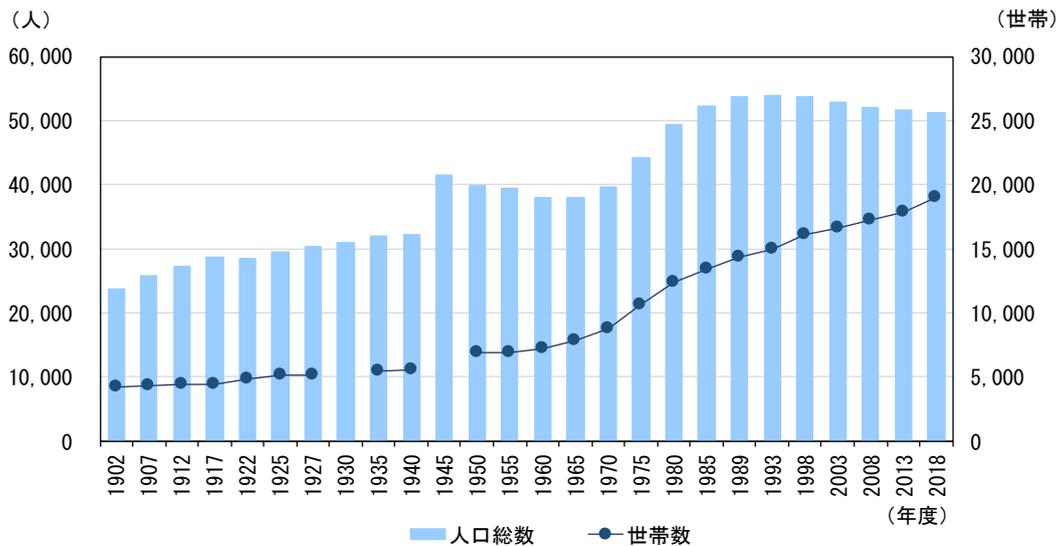


図 人口・世帯数の推移（各年1月1日現在 住民基本台帳） 出典：統計ゆうき

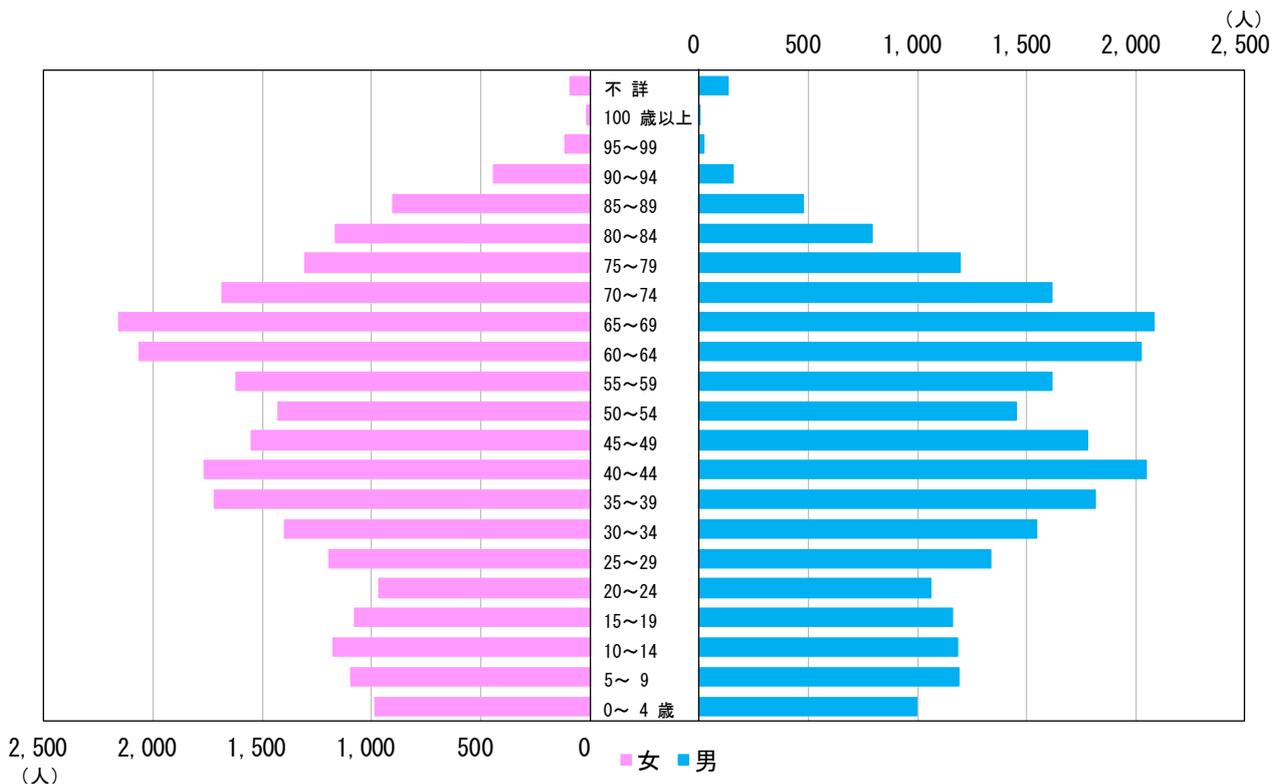


図 人口・年齢別の構成（平成31年1月1日現在 住民基本台帳） 出典：統計ゆうき

(5) 産業構造

本市には、結城第一工業団地が立地しており、食品、金属加工、運輸などのさまざまな業種の事業が盛んとなっています。

本市の2017年度（平成29年度）の製造品出荷額は20,550千万円となっています。

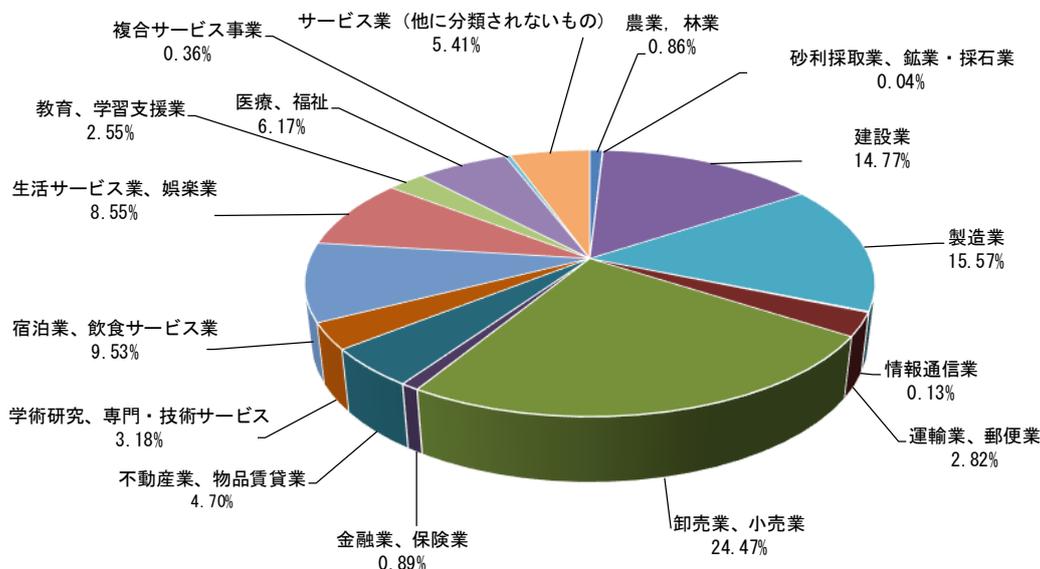


図 産業（大分類）別事業者数 平成28年度経済センサス

(6) 交通

① 鉄道

結城駅の1日平均人員数の推移を見ると、2013年度（平成25年度）を境にして、以降小さな増減（20～40人程度の増減）を繰り返しています。2017年度（平成29年度）の乗車人員数は758,835人、1日平均人員数は2,079人となっています。

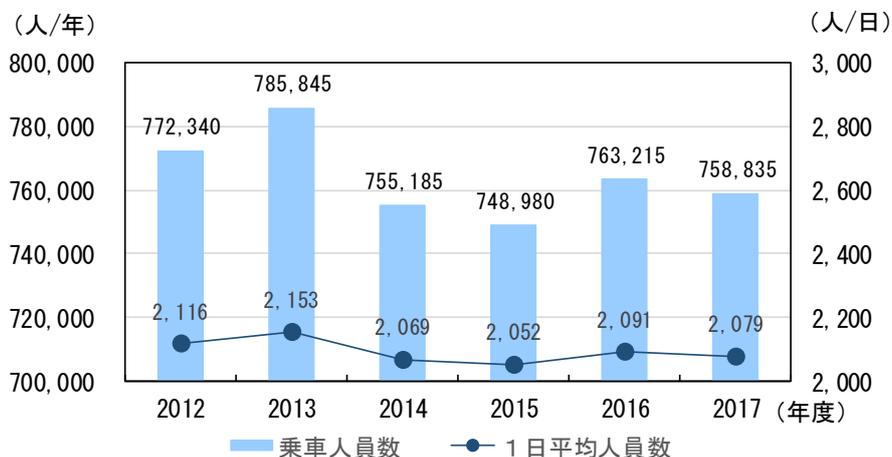


図 「結城駅」乗車人員数と1日平均人員数の推移グラフ 出典：統計ゆうき

② 自動車交通

本市の自動車車両台数の推移を見ると、小型四輪貨物、小型乗用車は減少傾向となっています。普通乗用車、普通貨物と小型自動二輪車は増加傾向となっています。

表 自動車車両台数の推移

年 度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
総 数	30,434	30,384	30,363	30,155	29,938	29,891	30,148	30,168	
貨 物	普通車	2,068	2,060	2,074	2,105	2,150	2,186	2,263	2,269
	小型四輪	2,577	2,547	2,501	2,429	2,382	2,346	2,338	2,320
	被牽引車	159	159	168	175	189	206	218	227
乗合自動車	118	116	117	119	121	116	121	123	
乗 用	普通車	9,879	9,973	10,101	10,145	10,157	10,280	10,562	10,850
	小型車	14,145	14,014	13,870	13,622	13,354	13,125	12,992	12,733
	特殊車	610	626	616	605	612	633	646	639
小型自動二輪	878	889	916	955	973	999	1,008	1,007	

また、軽自動車等車両台数の推移を見ると、軽自動車及び小型特殊自動車は増加傾向、原動機付自転車は減少傾向となっています。

表 軽自動車等車両台数の推移

年 度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
総 数	19,532	19,937	20,284	20,796	21,439	21,434	21,377	21,551
軽自動車及び 小型特殊自動車	16,681	17,202	17,602	18,190	18,929	19,010	19,067	19,300
原動機付自転車	2,851	2,735	2,682	2,606	2,510	2,424	2,310	2,251

出典：統計ゆうき（登録自動車は各年3月31日現在、軽自動車は各年4月1日現在の台数）

第2項 市域の生活環境

(1) 水質

本市には、一級河川の鬼怒川と田川、新堀川、西仁連川と多くの用水路が流れています。

本市では、定期的に鬼怒川（2地点）、田川（1地点）、西仁連川（3地点）と用水路（9地点）において水質測定を実施しています。水質汚濁は、一般家庭から排出される生活排水が主な原因とされることから、代表的な水質指標である生物化学的酸素要求量（BOD）※などを測定しています。

鬼怒川は、環境基準*のA類型に、田川と西仁連川は、環境基準のB類型に分類されています。測定結果をみると、鬼怒川、田川、西仁連川の3河川共に大腸菌群数以外

の項目については環境基準を達成しています。大腸菌群数は、ふん便による汚濁の可能性を示す指標ですが、ふん便以外にも土壌や植物などの自然界に由来するものも含まれます。

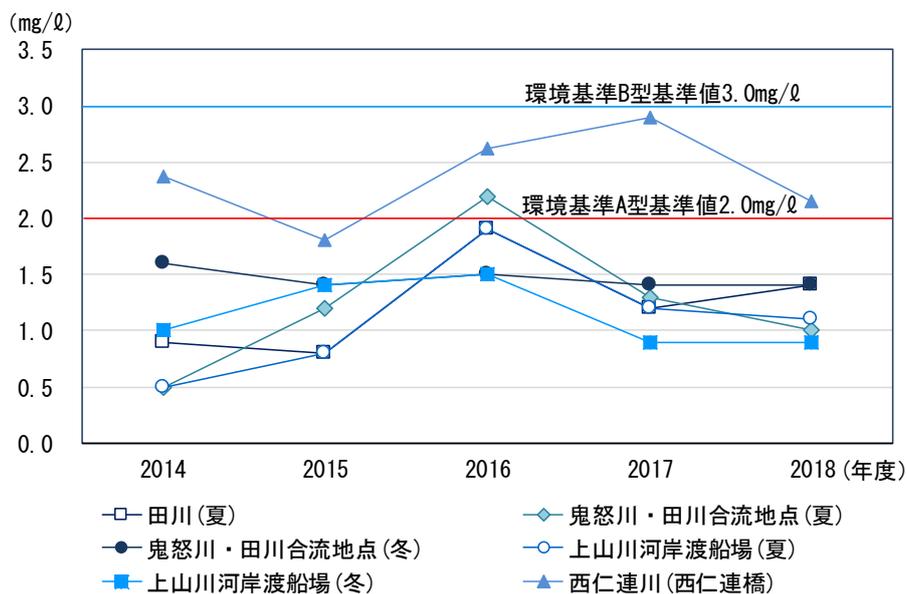


図 BOD 測定値年度推移

(2) 騒音

自動車騒音の状況を把握するための調査は、幹線道路に面した地域において、年度ごとに区切って実施されています。2019年度(令和元年度)の調査地点は、結城下妻線(1地点)、新宿新田総和線(2地点)、山王下妻線(1地点)、小山結城線(1地点)の計5地点で実施されています。結果は、結城下妻線(1地点)の昼夜間時間帯ならびに新宿新田総和線(2地点)の内1地点の昼間で環境基準に対して未達成となっています。その他の調査地点、時間帯については、環境基準、要請限度^{*}ともに達成しています。



騒音測定器

(3) 廃棄物

① 廃棄物の収集量と総資源化率

本市の廃棄物の収集量（資源物を含む）は減少傾向にあり、2019年度（令和元年度）の収集量は、12,843トンとなっています。一方、総資源化率も減少しておりますが、その要因は資源物として収集している紙類の減少（2008年度：1,421.9トン⇒2019年度：723.0トン）にあります。

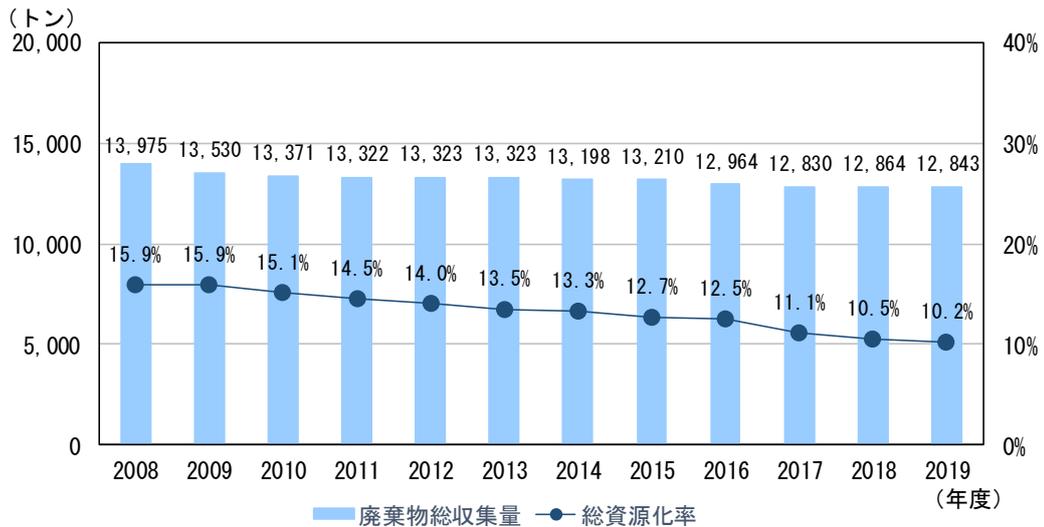


図 廃棄物の収集量と総資源化率の推移

② 1人1日当たりのごみ排出量

本市の1人1日当たりのごみ排出量は2008年度（平成20年度）で613.1g/人・日であり、過去10年間の傾向は、増加と減少を繰り返しています。

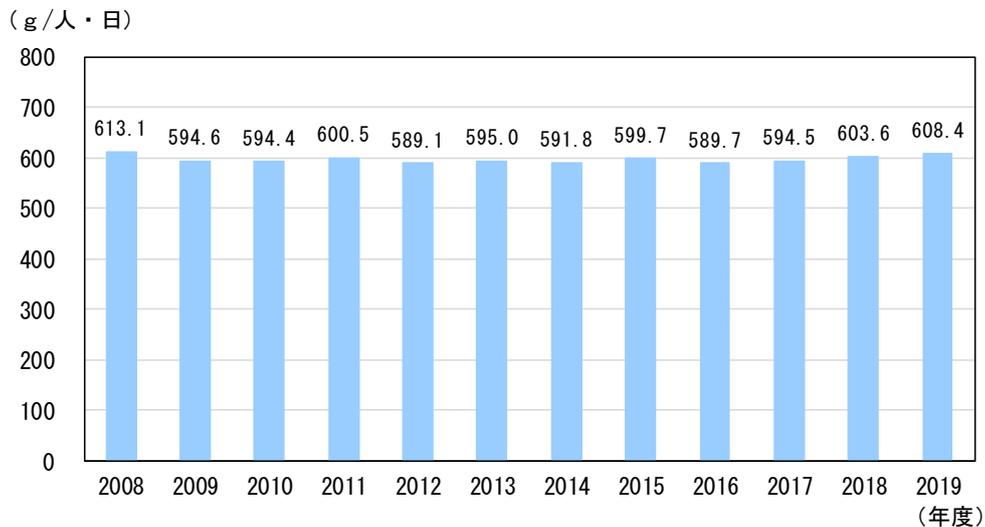


図 1人1日当たりのごみ排出量の推移

第3項 市域の自然環境

(1) 自然環境

本市は平坦な土地であるため、山林・原野の占める割合は、4.3% (282.6ha) に留まり、多くの土地は田畑や宅地に利用されています。

平地林・里山林の保全を目的として「結城市健康の森」が整備されており、約3.4haの広さに生息する樹木を保全しています。



結城市健康の森

(2) 河川

本市の西部には、栃木県小山市との県境を西仁連川が北から南に流れ、東部には栃木県日光市を源流とする田川、鬼怒川が流れています。本市に流れる河川は、いずれも利根川の支流となっています。



鬼怒川



田川

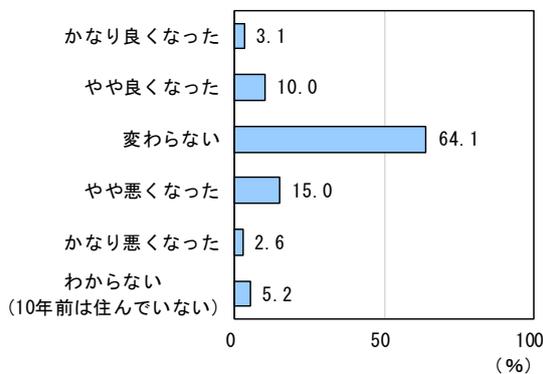
第3節 計画策定にあたっての課題

第1項 市民アンケート結果

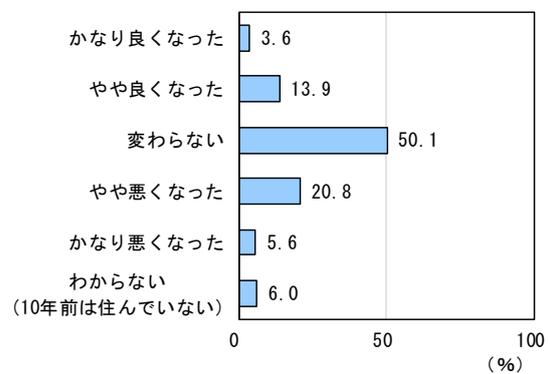
(1) 10年程度の環境変化

自然環境に関するすべての項目で「変わらない」という回答が多くを占める一方「やや悪くなった」「かなり悪くなった」と感じる人が良くなったと感じる人を大きく上回る結果となりました。

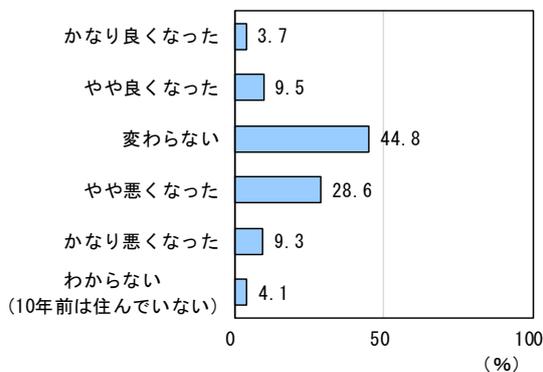
空気のきれいさ



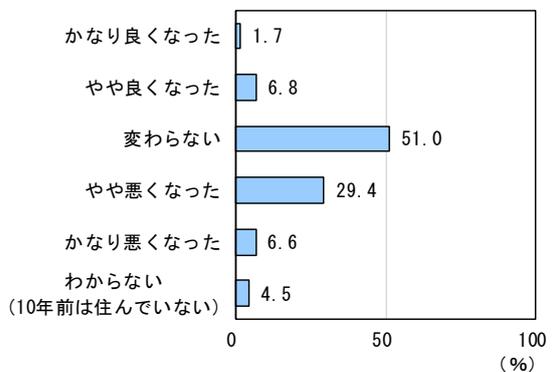
川など水のきれいさ



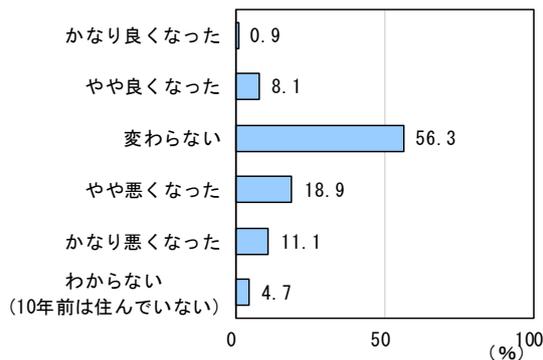
家の周りの静けさ (騒音・振動など)



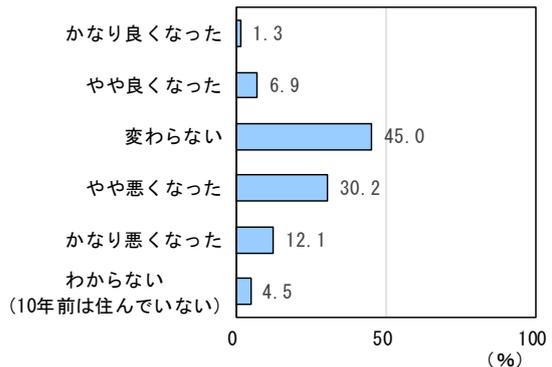
緑の豊かさ



水辺など自然の触れ合いの場



身近で見られる動植物



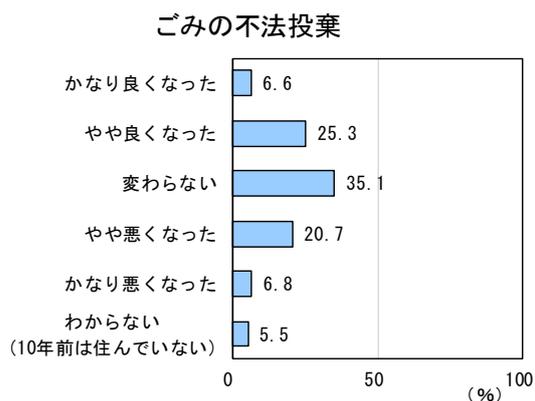
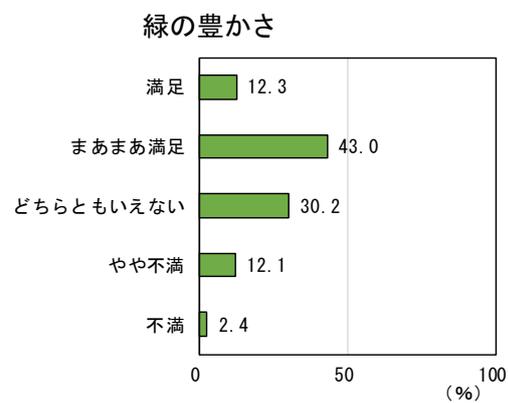
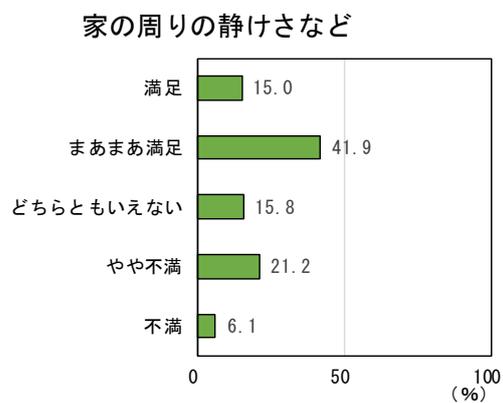
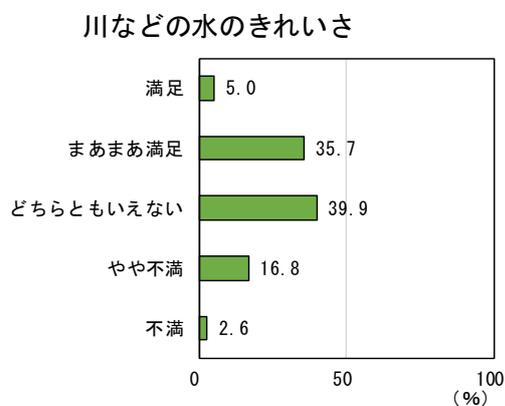
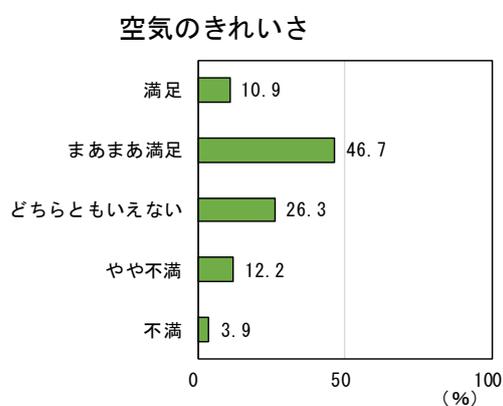


図 アンケート結果「10年程度の環境変化」

(2) 環境の満足度

「空気のきれいさ」「川などの水のきれいさ」「家の周りの静けさなど」の項目において、「満足」「まあまあ満足」と回答する人は約半数にもおよび「どちらともいえない」を含めると7割以上の市民が自然環境に対して概ね満足しているという結果が得られました。



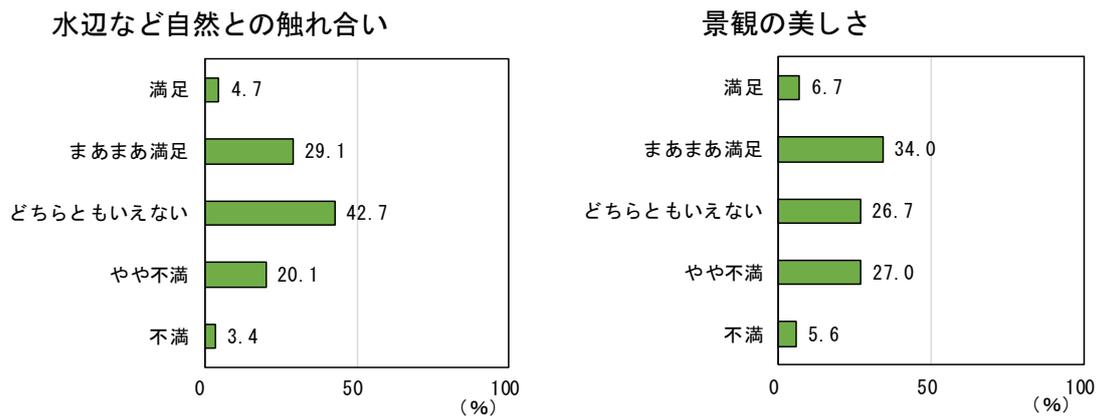


図 アンケート結果「環境の満足度」

(3) 関心のある環境問題

幅広い世代で最も関心のある環境問題が「地球温暖化」となり、次いで「リサイクル、ゴミの増加、不法投棄」という結果になりました。

また、「空気のきれいさ」に対して概ね満足しているものの「大気汚染・有害化学物質等による影響」に関心があると回答した人が多くなりました。

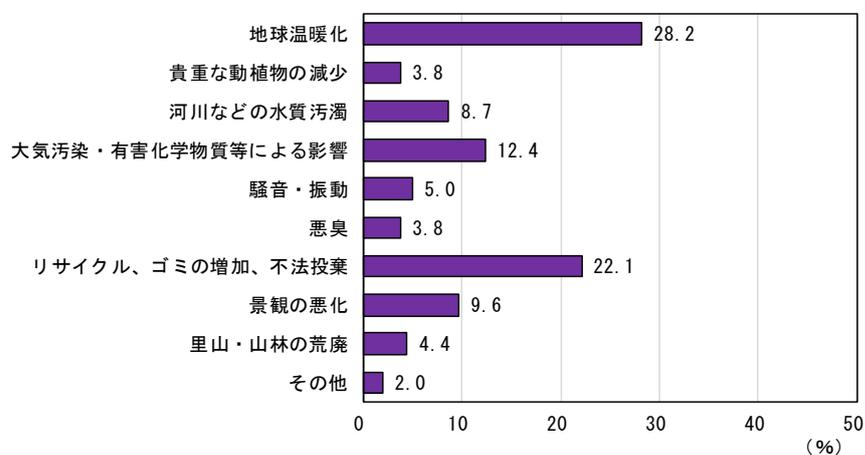


図 アンケート結果「関心のある環境問題」

(4) 環境をよくする活動への参加

現在も「自治会・町内会の活動をしている」または、「自治体の美化活動など単発のイベントに参加している」と回答した人の割合は3割以上にのぼります。しかし「環境活動に参加したことがない」と回答した人は、約半数という結果になりました。

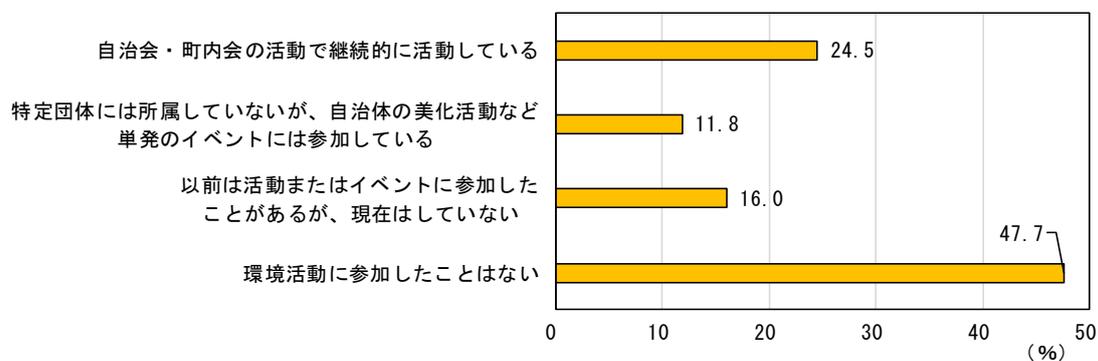
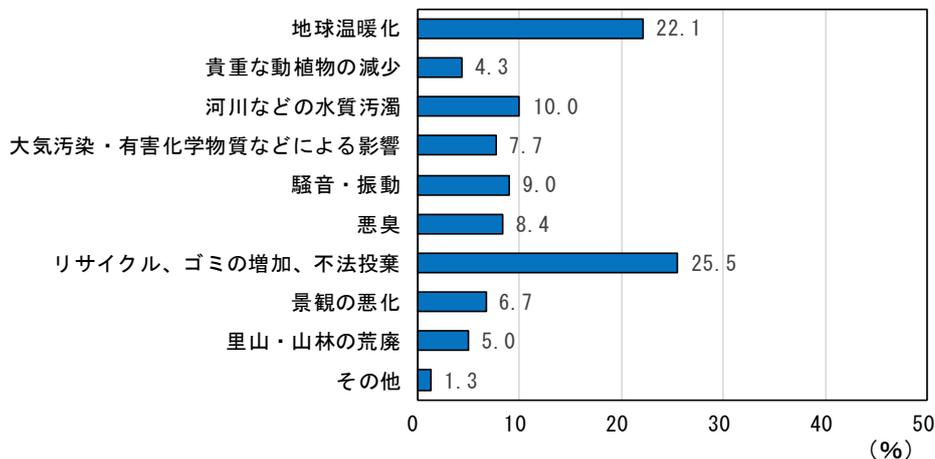


図 アンケート結果「環境を良くする活動への参加」

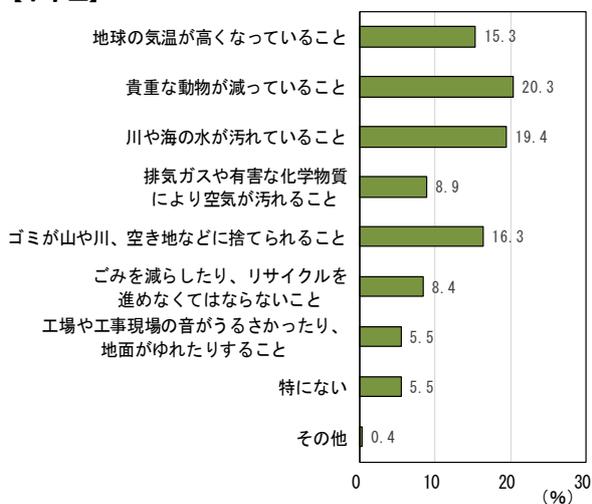
～事業者、小学生、中学生が特に関心のある環境問題～

事業者アンケート調査において、特に関心のある環境問題を聞いたところ、「リサイクル、ゴミの増加、不法投棄」が最も高く、次いで「地球温暖化」、「河川などの水質汚濁」などが上位に挙がっています。

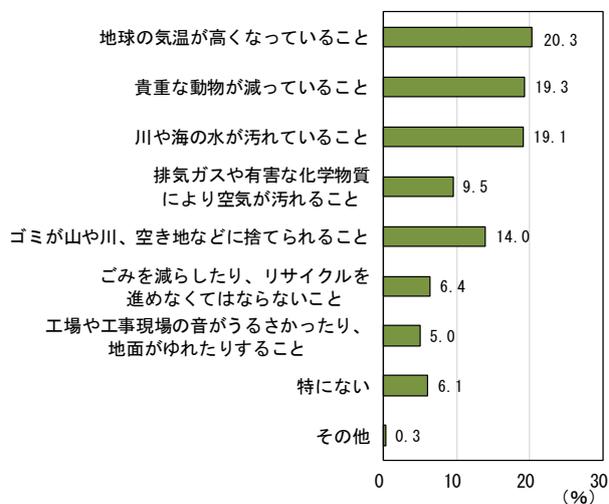


小中学生のアンケート調査において、特に関心のある環境問題を聞いたところ、小学生は「貴重な動植物が減っていること」が最も高く、次いで「川や海の水が汚れていること」、「ゴミが山や川、空き地などに捨てられること」、「地球の気温が高くなっていること」が上位に挙がっています。中学生は、「地球の気温が高くなっていること」が最も高く、次いで「川や海の水が汚れていること」、「貴重な動植物が減っていること」が上位に挙がっています。

【小学生】



【中学生】



第2項 達成状況と課題

前計画では、望ましい環境像として「みんなで育むふるさとの環境 自然と伝統が織りなすまち 結城」を目指し、5つの環境目標を定めて取り組みを進めてきました。

前計画の推進により、本市の環境の保全と創造は着実に推進してきている一方で、今後解決すべき課題も存在します。

本市において、前計画に基づき実施された施策は、64項目におよびました。そのうち、達成及び達成見込みの施策は、23項目（35.9%）、未達成見込み及び中止とした施策は、41項目（64.1%）となりました。未達成の項目のうち5項目は、取り組みにより改善の傾向を示していましたが、半分以上の施策が未達成に終わるという結果が見込まれています。

そこで、指標を立て実行してきた施策は、実行可能な施策であったか、達成可能な数値目標であったか、県や国の上位の施策や総合計画と乖離した施策となっていなかったか、施策のフォローは適切に行われていたか、施策継続の有無は適切に見直されていたか、など計画の策定から運用面にかけても振り返りが必要です。

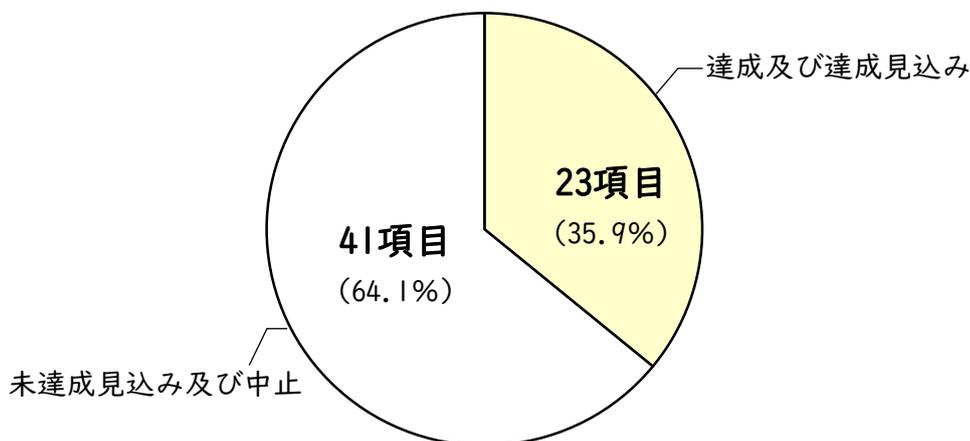


図 前計画に基づき実施されてきた施策達成度

(1) 自然環境：活気あふれる里地を守り人と自然が共生するまち

① 達成状況

実施した12項目の施策のうち7項目（58.3%）の施策が目標達成の見込みです。

項目	単位	R1（実績）	目標値	目標の目指す方向性	状況（見込み）
1 経営耕地面積	（ha）	2689	2,490	維持 →	達成
2 耕作放棄地面積	（ha）	98	105	減少 ↓	達成
3 平地林面積	（ha）	226	212	維持 →	達成
4 地域営農集団延べ組織数	（団体）	9	7	増加 ↑	達成
5 新規就農者数	（人）	3	8	増加 ↑	未達成
6 農薬散布回数（秋冬野菜）	（回）	6	6	維持 →	達成
7 農産物直売所数	（箇所）	3	10	増加 ↑	未達成
8 農産物販売促進活動回数	（回）	10	10	維持 →	達成
9 給食の主食残食率	（%）	9.7	7	減少 ↓	未達成
10 都市住民に対する体験農業等の受け入れ件数	（件）	0	2	増加 ↑	未達成
11 市内の野生生物の生息状況調査・観察回数	（回）	0	1	増加 ↑	未達成
12 外来種駆除件数	（件）	3	1	増加 ↑	達成

② 課題

耕作放棄地は減少傾向にあり、経営耕地面積は維持されているなど健全な就農環境の整備が図られています。しかし、太陽光発電施設などの増加により平地林面積が減少しているため、生物多様性の保全に取り組み、生息空間を守ることが重要です。また、外来生物による農作物などの被害が懸念されているため、対策が必要です。

(2) 生活環境：のびのびと健やかに暮らせるまち

① 達成状況

実施した23項目の施策のうち7項目（30.4%）の施策が目標達成の見込みです。最も施策数の多い項目であり、本市の取り組みや市民の取り組みの成果が表れる項目となります。

項目	単位	R1 (実績)	目標値	目標の目指す方向性		状況 (見込み)
1 公共用水域の環境基準値 (BOD値) 超過件数	(件)	0	0	維持	→	達成
2 供用開始面積	(ha)	813	997	増加	↑	未達成
3 公共下水道普及率	(%)	55.2	68.4	増加	↑	未達成
4 公共下水道新規接続件数	(件)	213	300	増加	↑	未達成
5 水洗化率	(%)	92.9	97.9	増加	↑	未達成
6 汚水処理水量	(m ³ /日)	12,360	20,200	増加	↑	未達成
7 合併処理浄化槽設置基数	(基)	63	80	増加	↑	未達成
8 農業集落排水接続率	(%)	83.7	95.0	増加	↑	未達成
9 雨水幹線管渠整備延長	(m)	10,627	20,240	増加	↑	未達成
10 市道の側溝整備延長	(km)	213	213	維持	→	達成
11 河川の清掃活動の実施回数	(回)	1	1	維持	→	達成
12 一般家庭のごみ処理量	(トン/年)	12,205	10,182	削減	↓	未達成
13 1人1日あたりのごみの排出量	(g/人・日)	644	907	削減	↓	達成
14 一世帯の年間ごみ排出量	(kg)	622	657	削減	↓	達成
15 ごみ資源物比率	(%)	10.2	21.0	増加	↑	未達成
16 再資源化率	(%)	-	30	増加	↑	中止
17 生ごみ減量化器具購入費補助件数	(基)	3	30	維持	→	未達成
18 実態調査箇所数	(箇所)	4	8	維持	→	未達成
19 集積所の早朝立会箇所数	(箇所)	0	50	維持	→	未達成
20 市民環境講座参加者数	(人)	30	30	維持	→	達成
21 分別説明会の開催数	(回)	8	20	維持	→	未達成
22 公害等苦情件数	(件)	203	200	削減	↓	未達成
23 放射性物質のモニタリング回数	(回)	366	365	維持	→	達成

※「-」印は、データ把握が困難となったことを示す。

② 課題

良好な水環境を保全するためには、計画的な汚水処理が必要です。しかし、関連する多くの項目が未達成の見込みのため、少子高齢化や人口減少問題を考慮した目標値の見直しが必要です。また、一般家庭におけるごみの排出量は減少傾向であり、3R(リユース・リデュース・リサイクル)などごみの削減意識が図られています。一方関連する市の施策・事業の多くが未達成になっていますので、積極的な取り組みが求められています。

(3) 快適環境：にぎわいがあり美しく誇りのもてるまち

① 達成状況

実施した10項目の施策のうち4項目（40.0%）の施策が目標達成の見込みです。

項目	単位	R1（実績）	目標値	目標の目指す方向性		状況（見込み）
1 都市公園数	（箇所）	43	46	増加	↑	未達成
2 管理公園数	（箇所）	87	81	増加	↑	達成
3 市民1人あたりの公園面積	（㎡）	8.43	10	増加	↑	未達成
4 団体管理花壇箇所数	（箇所）	10	12	維持	→	未達成
5 公園整備数	（箇所）	9	10	増加	↑	未達成
6 公園愛護協会数	（団体）	43	46	増加	↑	未達成
7 環境美化パートナーシップ事業活動グループ数	（団体）	41	24	増加	↑	達成
8 環境監視員の委嘱数	（人）	15	15	維持	→	達成
9 不法投棄防止パトロール日数	（日）	12	13	増加	↑	未達成
10 不法投棄に関する対応件数	（件）	38	68	削減	↓	達成

② 課題

良好な都市景観の形成や豊かな地域づくりには公園の設置が必要不可欠です。公園数や市民1人当たりの公園面積は未達成なもの、増加傾向にあり、公園愛護協会数も増加し、地域住民の方による清掃活動や花壇整備が行われているため、公園がきれいに保たれ、安心・安全に利用されています。また、不法投棄の件数及び対応件数は減少していますが、発生抑制のため引き続き環境監視員による監視強化や不法投棄防止パトロールを計画的に実施することが重要です。

(4) 地球環境：一人一人が自主的に取り組む地球環境にやさしいまち

① 達成状況

実施した9項目の施策のうち2項目（22.2%）の施策が目標達成の見込みです。

項目	単位	R1（実績）	目標値	目標の目指す方向性		状況（見込み）
1 市役所における温室効果ガス排出量	（トン/年）	1,539	1,680	削減	↓	達成
2 いばらきエコチャレンジ事業に取り組んでいる世帯数	（世帯）	-	150	増加	↑	中止
3 地球温暖化対策実施事業の回数	（回）	5	14	維持	→	未達成
4 太陽光発電導入学校数	（校）	1	9	増加	↑	未達成
5 学校における太陽光発電による発電量	（kW）	-	223,200	増加	↑	中止
6 学校における太陽光発電による削減電気量	（千円）	-	2,250	増加	↑	中止
7 市内巡回バスの1日平均利用者数	（人）	103	15	増加	↑	達成
8 結城駅年間乗車数	（人）	-	864,000	増加	↑	中止
9 通学路街路灯の設置数	（件）	6	10	増加	↑	未達成

※「-」印は、データ把握が困難となったことを示す。

② 課題

地球温暖化対策に限定し、実施してきた施策・事業は、未達成または中止が多くなりました。市役所における温室効果ガス排出量は削減されていますが、市内事業所及び世帯の排出量の把握には至っていませんので、県で発表されている排出状況を注視し、対策などを考えることが重要です。また、再生可能エネルギーの需要が高まっているため、公共施設などへの導入検討が必要です。

(5) 共通事項：みんなで協力しみんなで担うまちづくり

① 達成状況

実施した10項目の施策のうち3項目（30.0%）の施策が目標達成の見込みです。

項目	単位	R1（実績）	目標値	目標の目指す方向性	状況（見込み）
1 ふるさと体験事業参加人数	（人）	304	400	増加 ↑	未達成
2 緑の少年団の登録団体数	（団体）	1	3	増加 ↑	未達成
3 結城市エコ・ショップ認定店舗数	（店舗）	4	15	増加 ↑	未達成
4 ふれあい出前講座開催回数	（回）	33	50	維持 →	未達成
5 市民会議の開催回数	（回）	-	5	増加 ↑	中止
6 地域コミュニティ活動への総助成件数	（件）	1	2	維持 →	未達成
7 普及啓発活動の回数	（回）	7	1	維持 →	達成
8 市民団体活動の広報誌等への掲載回数	（回）	4	3	増加 ↑	達成
9 広報紙配布世帯数	（世帯）	17,380	18,500	増加 ↑	未達成
10 広報紙設置コンビニ数	（店舗）	27	21	維持 →	達成

※「-」印は、市民会議が廃止になったため、データ把握が困難となったことを示す。

② 課題

環境指標の「ふるさと体験事業※参加人数」について、令和元年度は未達成なもの、平成29、30年は目標値を大きく上回り、意欲的な活動となっています。また、環境活動に関わる情報提供の回数や、普及啓発活動の機会は増加していますが、市民アンケートの結果、環境活動に参加したことがないという人が多数いることがわかりました。参加しない理由として、活動内容が不明確であることや、活動に興味がないという意見もあったことから、積極的な情報発信が必要です。

第3章 目指す環境像と目標

第1節 目指す環境像

私たちがこれから目指していく環境像は、第6次結城市総合計画との整合を図るとともに「みんなで育むふるさとの環境 自然と伝統が織りなすまち 結城」と定めていた前計画の環境像とその実現のために設定した5つの環境目標及び国の第五次環境基本計画を踏まえていくことが大切です。このような環境を取り巻く時代の潮流と結城市環境基本条例に掲げる基本理念を考慮し、本計画では、令和12年（2030年）の目指すべき環境像を次のように定めます。

<目指す環境像>

みんなで築く 人と自然が共生する 環境にやさしいまち 結城

参考 結城市環境基本条例

<基本理念>

1. 全ての市民が、健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを後世に引き継がなければならない。
2. 自然と人間とが共生し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築しなければならない。
3. 市民、事業者及び市が、それぞれの責務を自覚し、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組を行わなければならない。
4. 地球環境保全は、人類共通の課題であり、市民、事業者及び市が自らの問題として捉え、それぞれの日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

第2節 重点戦略と分野別目標

第1項 重点戦略

本計画の目指す環境像を実現するため、環境・経済・社会の統合的向上を目指し、総合的かつ横断的な視点で重点的に取り組む「重点戦略」（知る、育てる、守る）を設定します。

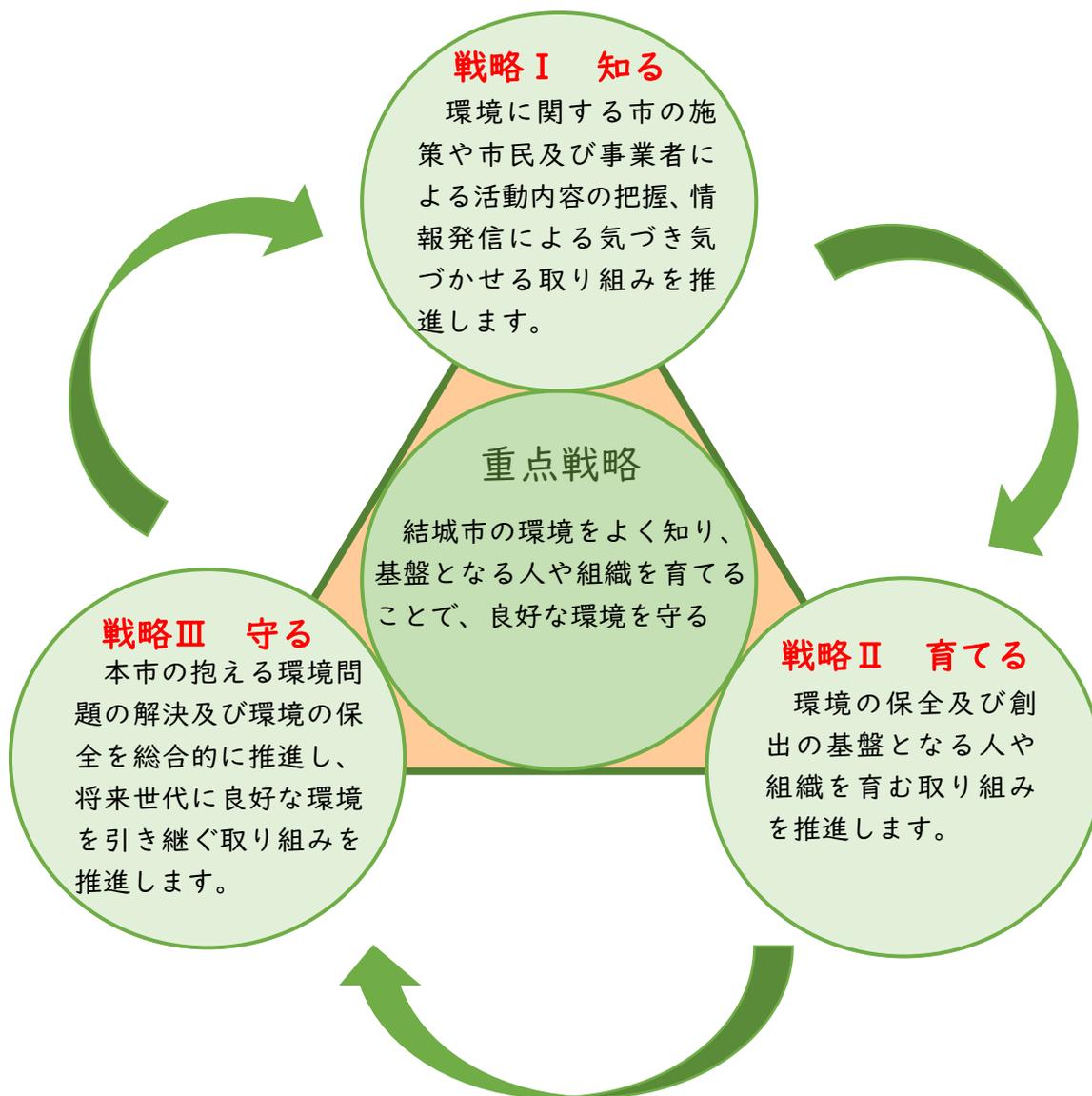


図 重点戦略の体系

国の掲げる第五次環境基本計画では、以下に示す 6 つの重点戦略が掲げられています。

- ① 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システム[※]の構築
- ② 国土のストックとしての価値向上
- ③ 地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- ④ 健康で心豊かな暮らしの実現
- ⑤ 持続可能性を支える技術の開発・普及
- ⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

このような重点戦略を意識し、環境問題を解決していく必要があります。

そのためには、現状の課題をしっかりと把握し、様々な人と組織のつながりや環境の保全に貢献する団体の育成が重要になります。

そこで、環境に関する市の施策や市民及び事業者による活動内容の把握、情報発信による気づき気づかせる取り組みとして「**知る**」、環境の保全及び創出の基盤となる人や組織を育む取り組みとして「**育てる**」、本市の抱える環境問題の解決及び環境の保全を総合的に推進し、将来世代に良好な環境を引き継ぐ取り組みとして「**守る**」の視点で環境にやさしいまちの実現を目指します。

第2項 分野別目標

本市の環境問題の解決に向けた「分野別目標」（低炭素、資源循環、自然環境、生活環境、協働・共生）を設定します。



図 分野別目標の体系

第2次結城市環境基本計画 施策体系図

基本理念

健康で文化的な生活を営む上で必要な環境を確保し、後世に引き継ぐ

環境負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築する

目指す環境像

みんなで築く 人と自然が共生する 環境にやさしいまち 結城

重点戦略

総合的かつ横断的な視点により、重点的に取り組む目標

結城市の環境をよく知り、基盤となる人や組織を育てることで、良好な環境を守る

方向性

目標

戦略Ⅰ

知る

結城市の環境基本計画、環境保全活動を知る

戦略Ⅱ

育てる

環境保全及び創出の基盤となる人や組織の仕組みを育てる

戦略Ⅲ

守る

将来世代に引き継ぐための良好な環境を守る

分野別目標

本市の環境課題の解決に向けた分野ごとの目標

分野・目標

主な施策

低炭素

低炭素社会への転換

- 温室効果ガスの削減
- 省エネ・節電支援、ライフスタイルの見直し
- 再生可能エネルギーの普及促進
- 気候変動への適応

資源循環

資源循環システムの形成

- ごみの発生抑制
- 分別回収の推進
- 資源の有効利用
- 不法投棄撲滅に向けた取り組みの推進
- 適切な管理と徹底した監視体制

基本理念

責務を自覚し、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組む

市民、事業者及び市が自らの問題として捉え、積極的に推進する

主な施策

- ▶ 広報やホームページを利用した積極的なイベントなどの情報発信
- ▶ ニーズに応えた行政情報の公開

戦略Ⅰ

- ▶ 観察会や体験学習による学習機会の提供
- ▶ 市民講座などの開催による自発的な活動意欲の創出

戦略Ⅱ

- ▶ イベントや体験事業参加による意識向上
- ▶ 経済活動と環境保全との調和

戦略Ⅲ

分野・目標

主な施策

生活環境

健康で快適な暮らしの営み

- 水質の保全
- 悪臭・騒音・振動の発生抑制
- 公害監視活動の推進
- 化学物質・放射性物質による問題の未然防止
- 景観保全の推進

自然環境

かけがえのない自然の保全

- 生物多様性の保全
- 自然とふれあうことができる空間の創出
- 農地や森林の保全推進

協働・共生

市民活動の促進と地域社会への貢献

- 地域コミュニティの活性化
- 市民参画を促す地域の環境美化活動
- 育成・支援の推進

第4章 施策の展開

第1節 重点戦略の展開

第1項 重点戦略Ⅰ 「知る」

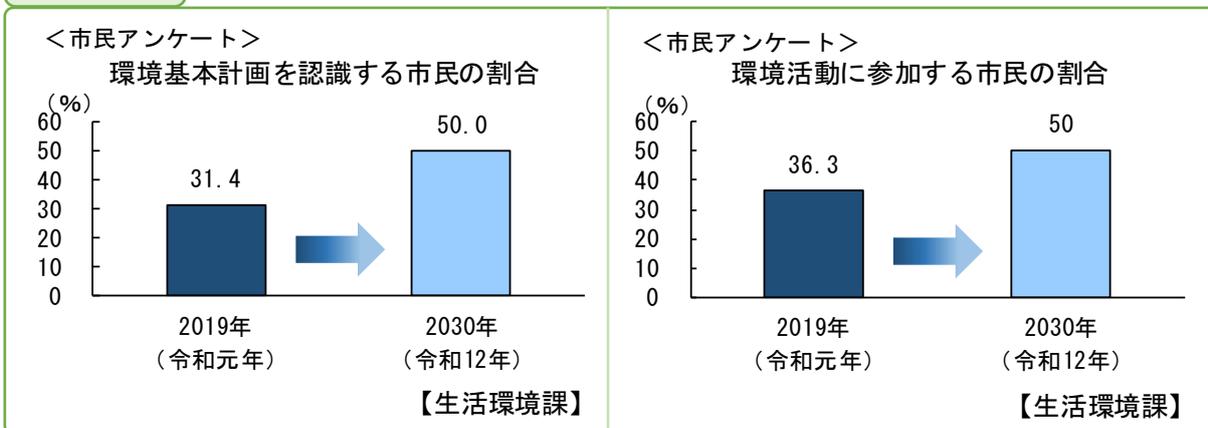
関連する SDGs の目標

目標 結城市の環境基本計画、環境保全活動を知る

市民の皆さんや事業者の皆さんの活動を促すためには、本市自体がどのような環境であるかを「知る」必要があります。また、市や市民団体がどのような環境保全活動を実施しているのかを把握することにより、自主的・自発的な行動に繋がります。

そこで、環境に関する情報を積極的に発信することにより、環境の保全と創造に興味を持ち「みんなで築く」活動が広がることを目指します。

達成指標



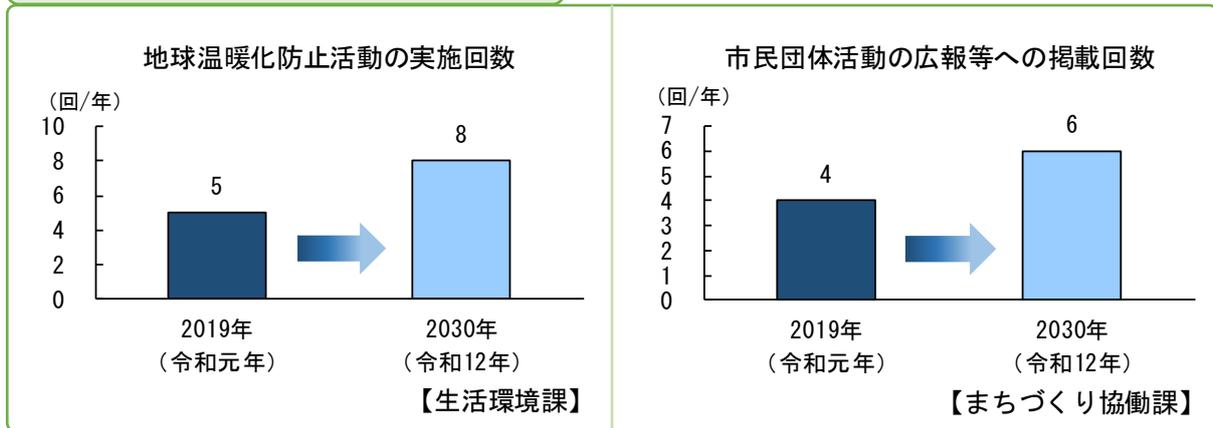
市民アンケートの「環境基本計画を認識する市民の割合」

① 知らない	68.6%	
② 知っているが読んだことはない	18.9%	31.4%
③ 読んだことがある	12.5%	

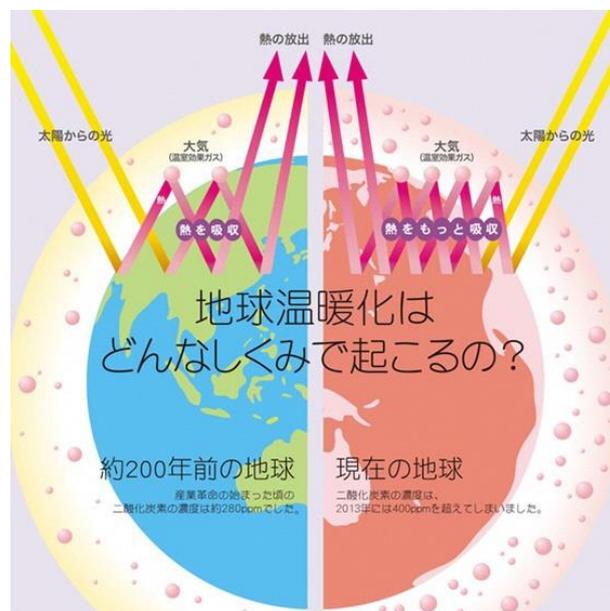
市民アンケートの「環境活動に参加する市民の割合」

① 環境活動に参加したことはない	47.7%	
② 以前は活動、またはイベントに参加したことがある	16.0%	
③ 特定団体には所属していないが、自治体の美化活動など単発のイベントには参加している	11.8%	36.3%
④ 自治会・町内会の活動で継続的に活動している	24.5%	

達成指標を実現するための活動指標



達成指標を実現するための施策	担当部署
各種キャンペーン、イベント、ホームページ、広報紙による情報発信	担当各課
市民活動団体の情報やイベントを広報紙などで情報発信し、市民活動への参加機会の拡大促進	まちづくり協働課
地球温暖化防止に係る情報（地球温暖化の理解、防止行動の必要性の認識など）の発信	生活環境課
市民のニーズに応えた行政情報の正確な伝達及び継続的な情報公開	担当各課



地球温暖化のメカニズム

出典：JCCCA のウェブサイト

第2項 重点戦略Ⅱ 「育てる」

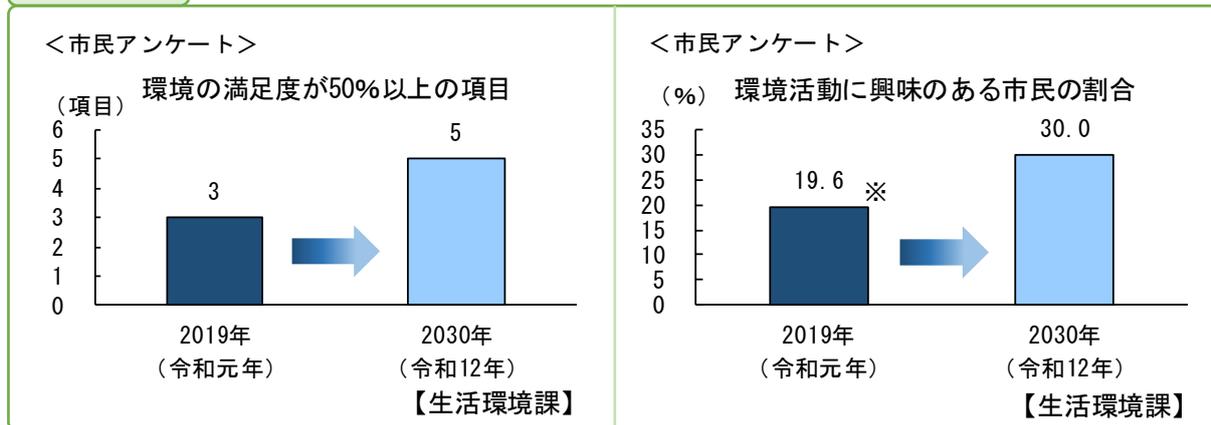
関連する SDGs の目標	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	8 働きがいも経済成長も 	10 人や国の不平等をなくそう 	16 平和と公正をすべての人に 	17 パートナリシップで目標を達成しよう 
------------------	--	---	--	---	--	--

目標 環境保全に関わる人材の創出や基盤となる団体・組織の仕組みを育てる

環境に関する知識を得ることは、環境問題を考えるうえでとても大切です。さらに興味・関心を「育てる」ことで環境活動に取り組む人や団体・組織の育成に繋がります。

そこで、多くの人々が環境保全に関する講座やふるさと体験事業などに参加することにより、自然と触れ合う機会を作り「人と自然の共生」の実現を目指します。

達成指標



※算出方法は資料編最後 (P84) に掲載いたします。

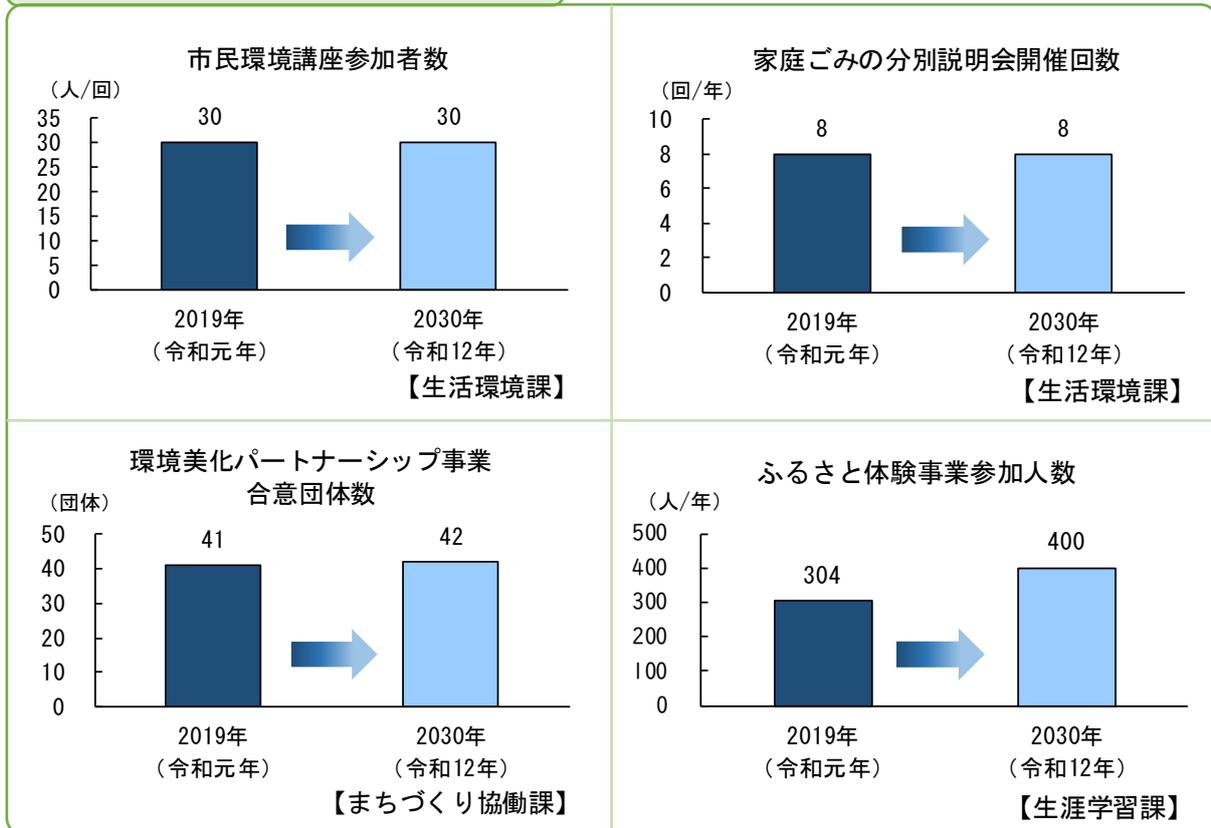
市民アンケートの「環境の満足度」の6項目

① 空気のきれいさ	57.6%	④ 緑の豊かさ	55.3%
② 川などの水のきれいさ	40.7%	⑤ 水辺など自然との触れ合い	33.8%
③ 家の周りの静けさ	56.9%	⑥ 景観の美しさ	40.7%

市民アンケートの「環境に興味のある市民の割合」の10項目

① 地球温暖化防止活動	15.2%	⑥ 農業体験・農業支援などの活動	5.8%
② 生き物の保護活動や自然観察会	8.3%	⑦ 不法投棄などの監視活動	5.6%
③ 里山※や山林などの整備・保護活動	5.9%	⑧ 一斉清掃や空き缶拾いなど町の美化活動	23.3%
④ 川の清流を守る活動	5.9%	⑨ リサイクル活動	14.2%
⑤ 花作りなどの身近な緑化活動	14.9%	⑩ その他	1.1%

達成指標を実現するための活動指標



達成指標を実現するための施策	担当部署
自然体験や創作活動など、環境資源を用いた体験活動の機会の提供	生涯学習課
河川や水生生物の観察会など親水空間における水環境を学ぶ機会の提供	担当各課
自主的な環境学習・環境保全の取り組みに向けた、「こどもエコクラブ」への参加促進	生活環境課 指導課
小中学校の授業や課外活動における環境教育・環境学習の充実	指導課
環境に関する図書の導入など、学校図書館や市立図書館における環境関連図書の充実	指導課 生涯学習課
小学生の環境学習のための副読本への情報提供	生活環境課
本市の環境保全に取り組む人材や専門家の活用、環境活動指導者としての養成におけた体制構築	生活環境課
環境負荷低減に向けた改善策の助言など、事業者の総合的な環境保全行動の促進	生活環境課
環境美化パートナーシップ事業への参加促進	まちづくり協働課

第3項 重点戦略Ⅲ 「守る」

関連する

SDGs の目標



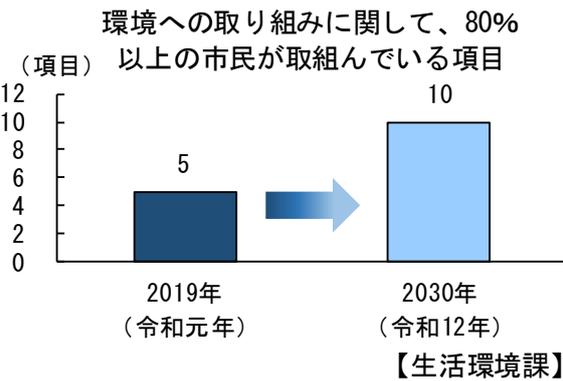
目標

将来世代に引き継ぐための良好な環境を守る

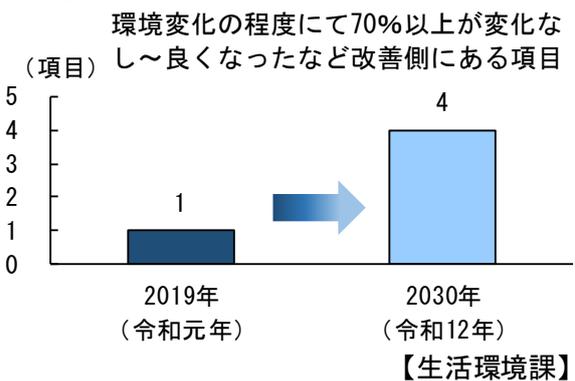
歴史と文化を引き継ぐためには、良好な環境を残し「守る」必要があります。将来世代にきれいな空気や川、緑の豊かさなど安心・安全な場所を提供することで、郷土愛が育まれることに繋がります。一人ひとりが環境のために、自分に何ができるかを考え、行動することにより「やさしいまち」を目指します。

達成指標

<市民アンケート>



<市民アンケート>



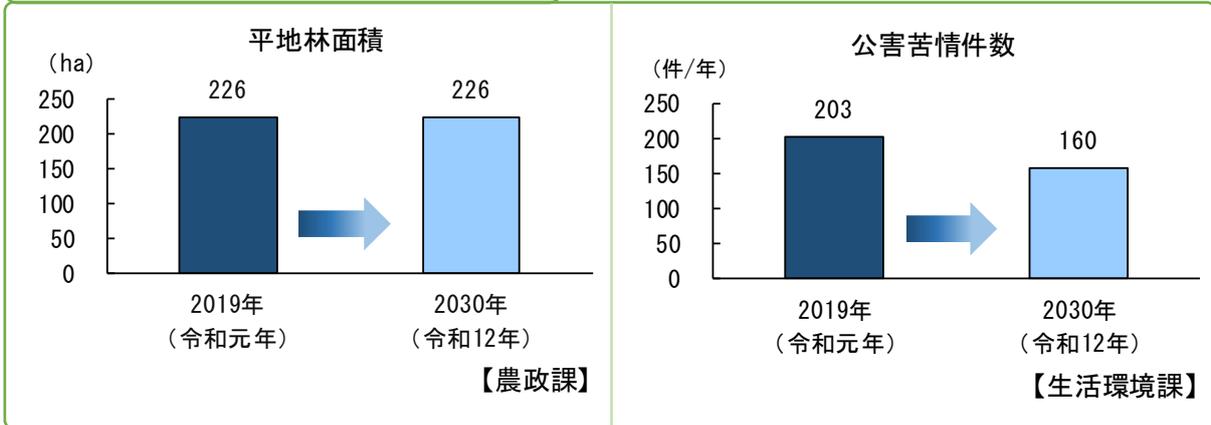
市民アンケートの「環境への取り組み」の17項目

① 植物性廃食油をそのまま流さない、洗剤を使いすぎない	76.0%	⑩ 喫煙は決められた場所で行っている	35.4%
② 地域で生産された食材を優先的に使用している	47.4%	⑪ ごみを道端や空き地などにポイ捨てしない	97.2%
③ エコマーク商品やリサイクル製品など、環境に配慮した商品や製品を優先的に購入している	37.6%	⑫ ペットのフンは、飼い主が責任をもって適切に処理している	32.9%
④ 買い物にはエコバックを持参し、レジ袋を受け取らない	74.0%	⑬ バスや電車など公共交通機関や自転車を利用している	21.8%
⑤ 過剰な包装は断り、できるだけ簡素な包装の商品を選ぶ	67.0%	⑭ 自動車を運転する際はエコドライブに努めている	80.4%
⑥ 水やお湯は出しっぱなしにしないようにしている	90.0%	⑮ 省エネタイプの電化製品を使うように努めている	72.3%
⑦ ものを無駄にしないように再使用に努めている	55.9%	⑯ プラグを抜いたり、主電源を切ったりし、節電に努めている	77.1%
⑧ 資源物集団回収などには、分別して出すように努めている	94.0%	⑰ 冷暖房は適正な温度(夏季 28℃、冬季 20℃)に設定する	62.7%
⑨ 生ごみは水を絞って捨てるなど、ごみの減量化を心がける	81.4%		

市民アンケートの「環境変化の程度の評価」の7項目

① 空気のきれいさ	77.2%	⑤ 水辺など自然との触れ合い	65.3%
② 川などの水のきれいさ	67.6%	⑥ 身近で見られる動植物	53.2%
③ 家の周りの静けさ（騒音・振動など）	57.9%	⑦ ごみの不法投棄	67.2%
④ 緑の豊かさ	59.5%		

達成指標を実現するための活動指標



達成指標を実現するための施策	担当部署
「河川愛護モニター制度」への登録促進	土木課
平地林の保全及び不法投棄の防止に向けた、土地管理者に対する平地林の適切な管理指導、意識啓発	農政課
広報紙や講習会、環境教育を通じた、平地林の多面的機能及び保全に対する理解促進	農政課
公共事業における環境影響評価の手続きなどに基づき、環境配慮や負荷低減	担当各課
公害に関する市民からの苦情への対応及び発生源に対する指導	生活環境課

第2節 分野別目標の展開

第1項 低炭素

関連する
SDGs の目標

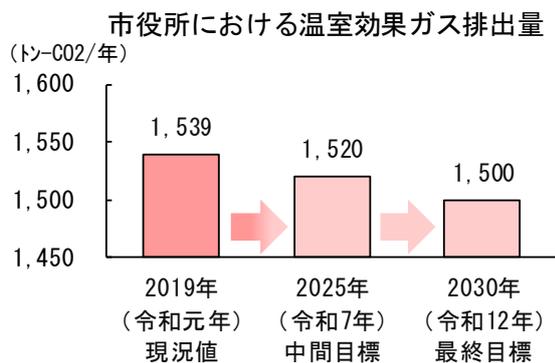


目標 低炭素社会への転換

地球温暖化を少しでも和らげるように、その発生要因である温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素（CO₂）の排出量が少ない社会（低炭素社会）を構築することが、世界的な課題となっています。

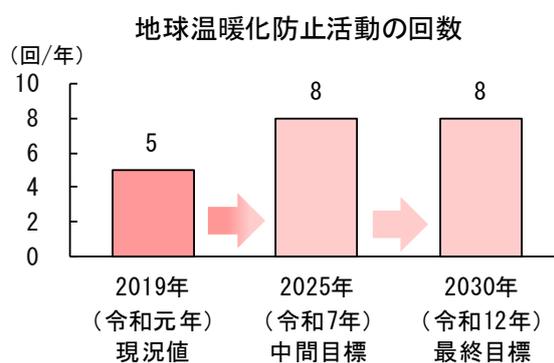
地球温暖化は、海洋水面の上昇や異常気象による大きな災害をもたらし、私たちの身近にも影響をおよぼしています。できることから始めていきましょう。

活動指標

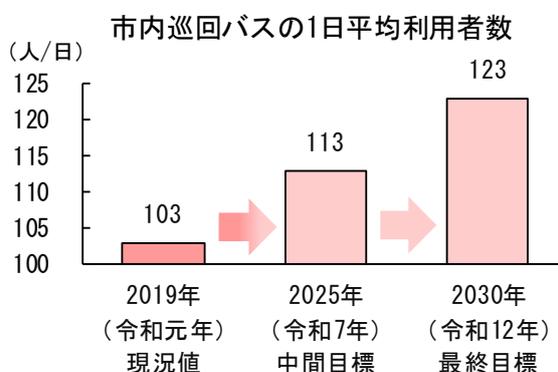


【生活環境課】

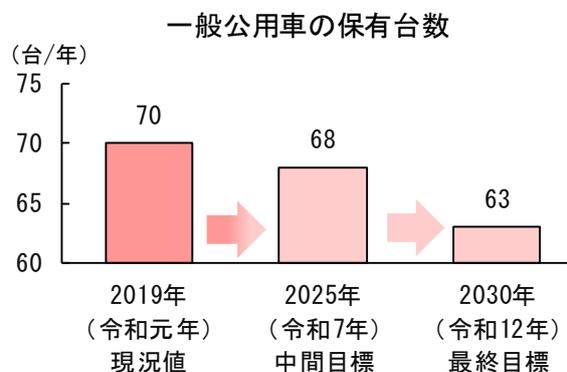
※新市庁舎（2020（令和2年）完成）に移転の際は、目標の再設定を検討します。



【生活環境課】



【企画政策課】



【契約管財課】

～温室効果ガスの削減～

達成指標を実現するための施策	担当部署
公共施設における省エネ活動や高効率機器の導入など、「結城市地球温暖化対策実行計画」の実践	生活環境課 契約管財課
マイカーから公共交通機関への転換に向けた、市内巡回バスの運行など、市民の公共交通手段の確保	企画政策課
水戸線・東北新幹線の利便性向上や輸送力強化に向けた JR への要望活動を実施	企画政策課
先進市町村の交通システムの調査や、新たな公共交通システムの検討	企画政策課
安全な歩行・自転車走行空間の確保に向けて、歩道や自転車レーンの整備	担当各課
ノーマイカーデーやエコドライブ*の取り組みに関する情報提供と意識啓発	生活環境課
率先したノーマイカーデーやエコドライブを実践	担当各課
公用車への低公害車*や低燃費自動車*の導入	契約管財課

～省エネ・節電支援、ライフスタイルの見直し～

達成指標を実現するための施策	担当部署
「いばらきエコチャレンジ」の周知を図り、家庭における省エネ行動の理解と取り組みの促進	生活環境課
公共施設へのグリーンカーテンの普及促進	生活環境課
家庭や事業所での環境配慮活動促進に向けた、「うちエコ診断」や事業所に対する「エネルギー専門家の派遣」などの情報提供	生活環境課
環境家計簿*に関する啓発やスマートメーター*の周知など、「CO2の見える化」を促進	生活環境課

～再生可能エネルギーの普及促進～

達成指標を実現するための施策	担当部署
再生可能エネルギーの利用及び環境教育を促進するため、学校施設へ太陽光発電システムや発電量モニター、説明パネルの設置を検討	学校教育課
公共施設への太陽光発電システムの率先導入	担当各課

～気候変動への適応～

達成指標を実現するための施策	担当部署
茨城県地域気候変動適応センター及び茨城県地球温暖化防止活動推進センターと連携した情報発信	生活環境課
気候変動の影響によるゲリラ豪雨や水害への対応としてハザードマップの提供、緊急避難場所の周知及び整備	防災安全課



太陽光
発電



風力
発電



水力
発電



バイオマス
発電



地熱
発電

主な再生可能エネルギーの種類

市民の取り組み

- ・ グリーンカーテンの設置や花を植えるなど生活空間の緑化に努め、ヒートアイランド化の軽減に協力しましょう。
- ・ 環境保全に関する講座などを通して、地球温暖化防止に関わる情報の入手に努めましょう。
- ・ 「うちエコ診断」や「いばらきエコチャレンジ」への参加など、家庭における地球温暖化防止活動に積極的に取り組みましょう。
- ・ 環境家計簿やスマートメーターなどを利用して、家庭で消費しているエネルギー量を把握し、節電・省エネ活動の参考にしましょう。
- ・ 地球温暖化防止に資する高効率機器や省エネ型製品、低公害車や低燃費自動車などを利用しましょう。
- ・ エコドライブに取り組みましょう。
- ・ 市内巡回バスをはじめとする公共交通機関を積極的に利用しましょう。また、近い距離の移動は徒歩や自転車を活用しましょう。
- ・ 新築時のエコハウス*化、ネットゼロエネルギーハウス（ZEH）*を検討しましょう。
- ・ 災害時などに近隣と連携を図れるように日常からコミュニケーションをとるように心掛けましょう。
- ・ 発生する災害に備え、ハザードマップで緊急避難場所を確認しましょう。



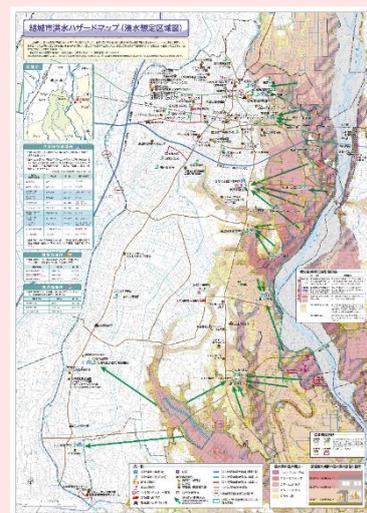
庁舎のグリーンカーテン



「いばらきエコチャレンジ」の周知風景



結城市内巡回バス



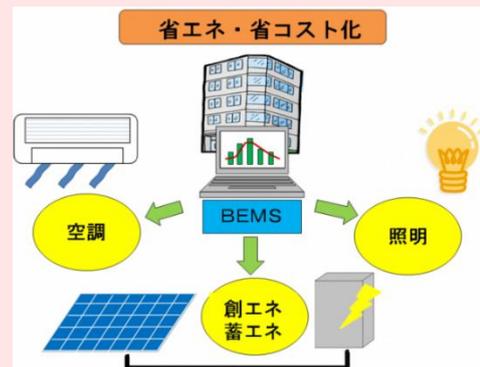
結城市ハザードマップ
(浸水想定区域図)

事業者の取り組み

- ・ 自動車の適正な整備に努め、低公害車や低燃費自動車などの導入を検討しましょう。
- ・ スマートメーターの設置や「エネルギー専門家の派遣」を利用するなど、事業所や工場において、節電・省エネ活動に取り組みましょう。
- ・ 地球温暖化防止に資する高効率機器や省エネ型製品などを利用しましょう。
- ・ エコドライブやノーマイカーデーに取り組みましょう。
- ・ 市外への移動には公共交通機関の利用を心がけましょう。
- ・ 太陽光発電システム設置など、再生可能エネルギーの導入に努めましょう。
- ・ グリーンカーテンを設置し、冷房の使用削減に取り組みましょう。
- ・ ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）※の導入を検討し、エネルギー使用の適正化を図りましょう。
- ・ BCP（ビジネスコンティニュイティプラン）※などを作成し災害に備えましょう。



エコドライブ10のすすめ



ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）の概要



再生可能エネルギーによる自立分散型の低炭素なまち 出典：環境省

ゼロカーボンシティ宣言

～2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けて～

「廃棄物と環境を考える協議会」において「ゼロカーボンシティ宣言」をするにあたり、令和2年7月28日に本市もその趣旨に賛同し表明しました。

「廃棄物と環境を考える協議会」とは、関東甲地域の40団体（73市町村）と民間事業者2社で構成されており、本市は筑西広域市町村圏事務組合の環境センターから出る焼却残渣^{さくさく}※及び不燃物残渣^{ふんねんぶつ}※の一部を北茨城市にある最終処分場へ搬入していることから、組合構成市として加盟しています。

賛同した理由として、地球温暖化に起因する気候変動によって集中豪雨や台風の巨大化などによる自然災害が頻繁に発生し、極めて深刻な脅威となっています。こうした状況を踏まえ、「パリ協定」に掲げられた温室効果ガスの削減目標を達成するため、本市もゼロカーボンシティを表明することにより、市民や市内事業所の地球温暖化防止の意識啓発をより一層高め、地球規模の環境保全について積極的に推進する必要があります。

本表明により、本市においても自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制など総合的かつ計画的な施策を策定及び実施することにより、脱炭素社会に向けて、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）に取り組みます。

○本市は、以下の取り組みを推進します。

1. 環境問題、気候変動問題に関する意識啓発と教育
2. 公共施設における省エネ活動や高効率機器の導入など「結城市地球温暖化対策実行計画の実践」
3. 家庭や事業所における省エネ促進に向けた啓発など、省エネルギーの推進
4. 「COOL CHOICE(クールチョイス)」の推進
5. 今後、新たな施策も検討しながら、2050年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指す

第2項 資源循環

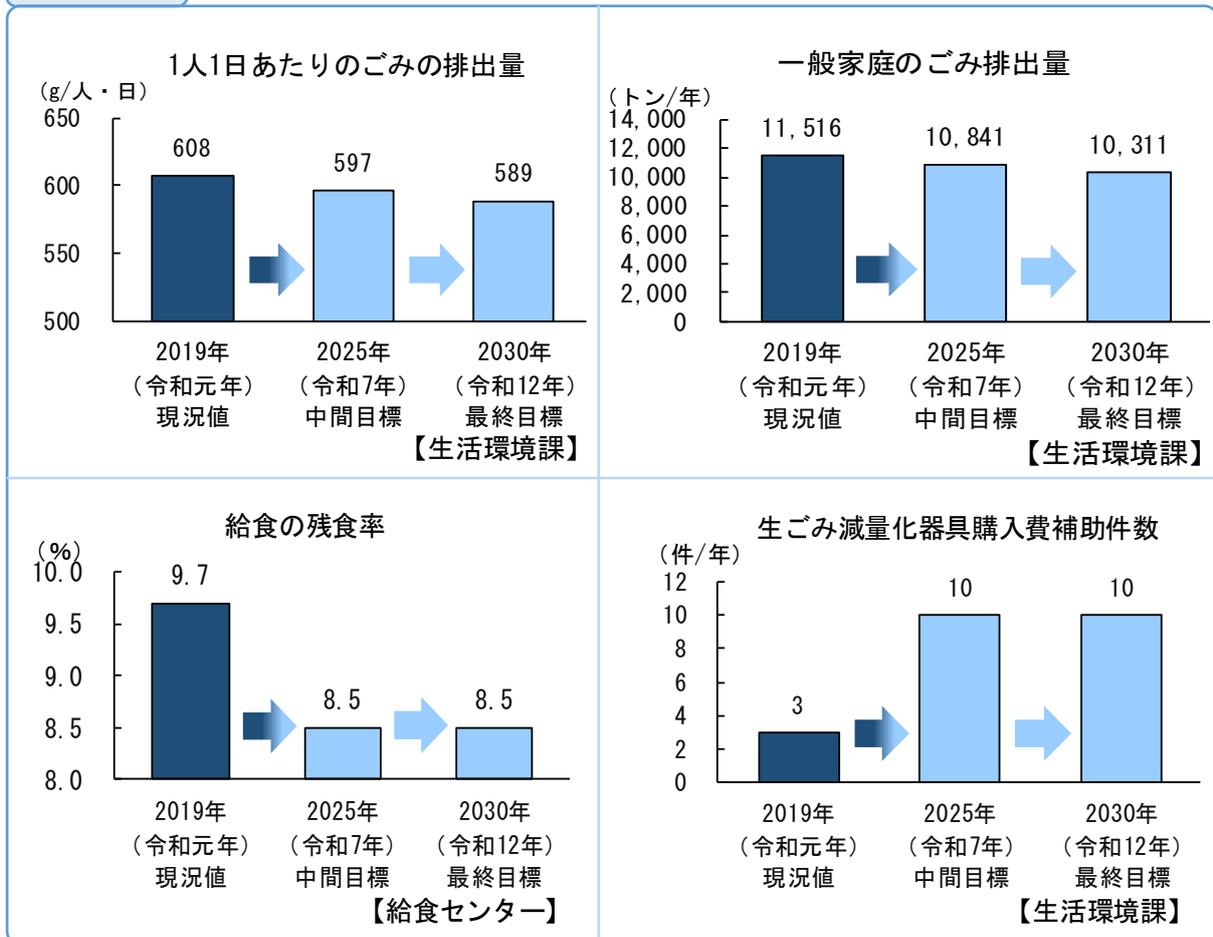
関連する SDGs の目標	4 質の高い教育を みんなに	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	14 海の豊かさを 守ろう	17 パートナリシップで 目標を達成しよう
------------------	-------------------	-----------------------	----------------------	-------------------	------------------	--------------------------

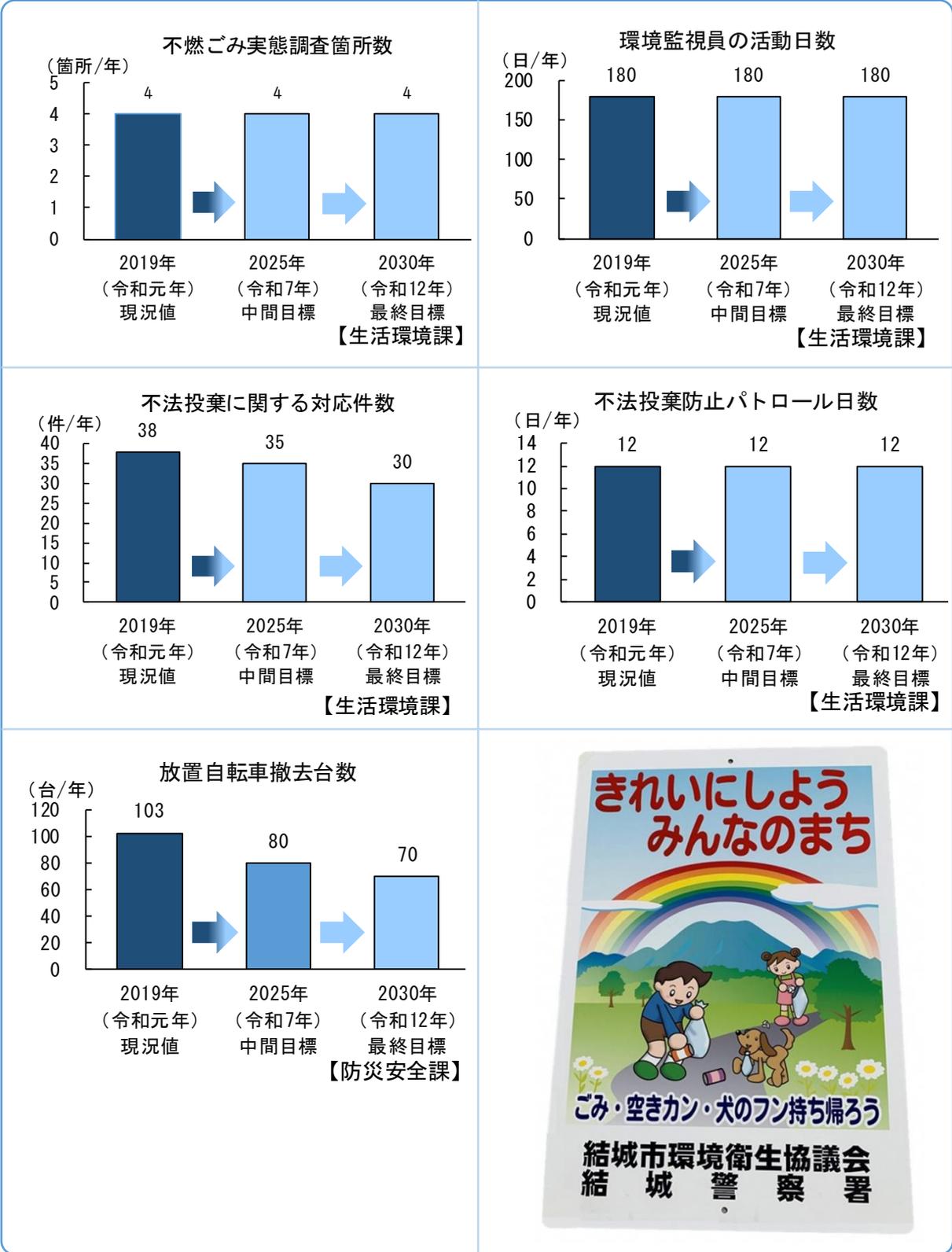
目標 資源循環システムの形成

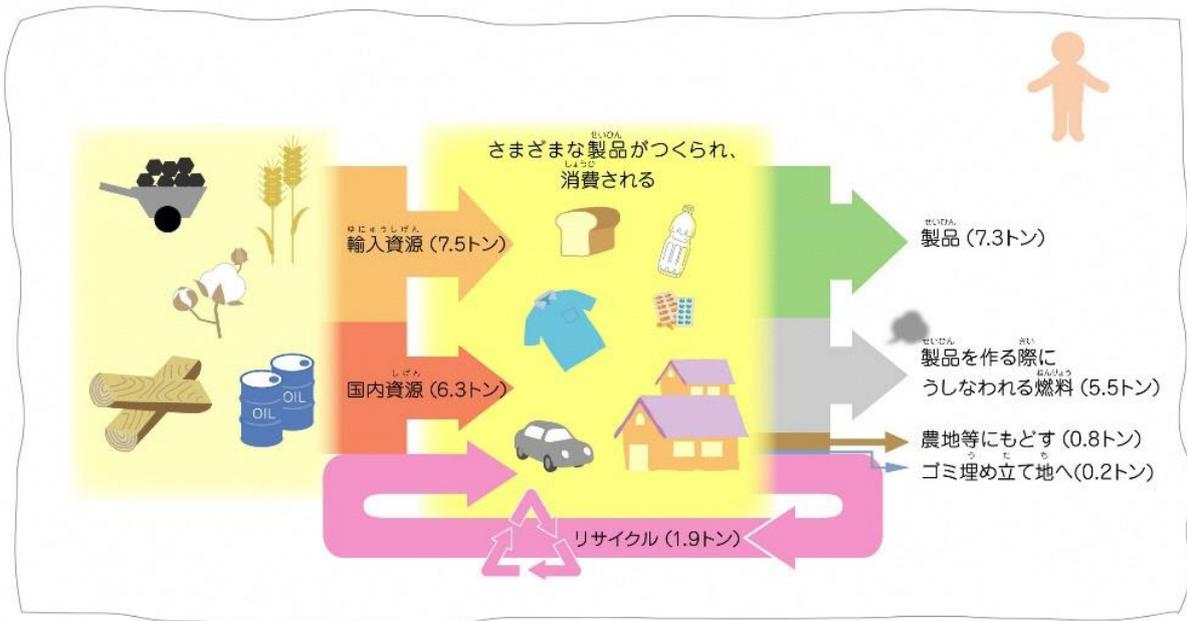
日本は周りを海に囲まれた島国であり、有用な資源が乏しいとされています。持続可能な社会を形成するには、資源をいかに循環させ国内に留め、再利用できるように取り組まなければなりません。

3R（リデュース：廃棄物の発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再資源化）は、私たちがもっとも身近で簡単に始められる取り組みであり、資源循環の基本となっています。

活動指標







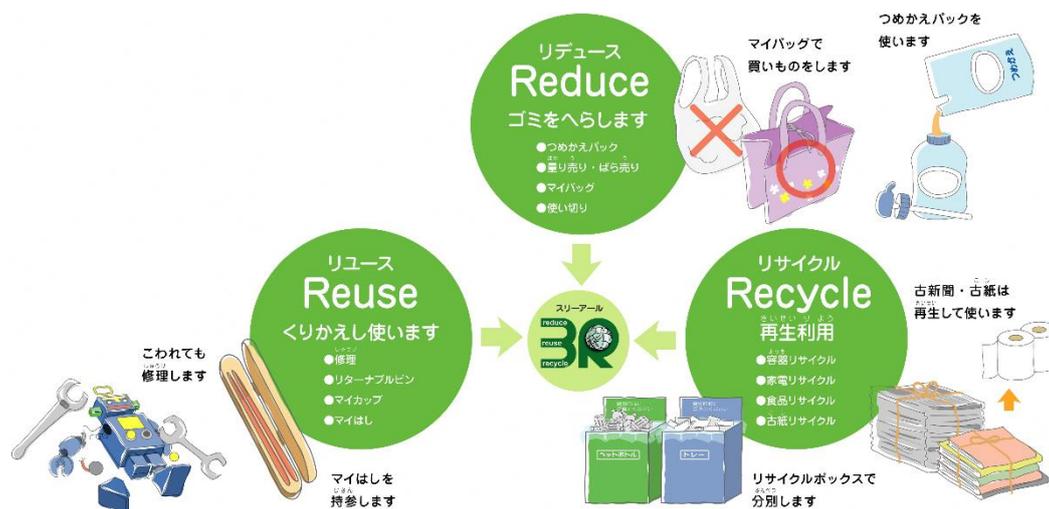
資源と生活の循環図 出典：環境省



筑西広域市町村圏事務組合 環境センター
※結城市のごみが処理される施設

～ごみの発生抑制～

達成指標を実現するための施策	担当部署
本市における「一般廃棄物処理計画」や、環境センターにおける「一般廃棄物処理基本計画」の策定・推進を通じた計画的な3R活動*の推進	生活環境課
生ごみ減量化器具の購入費補助などを通じた、一般家庭の生ごみの減量化促進	生活環境課
市民環境講座の開催や広報紙、ホームページなどを通じた、家庭で実践できるごみ減量活動の周知	生活環境課
マイバック利用の推進を図るなど、レジ袋削減の促進	生活環境課
事業所に対する廃棄物の減量化及び再生利用の促進	生活環境課
公共事業における建築廃材などの発生抑制や再利用の推進	担当各課



3R 概念図 出典：環境省



環境保全に関する講座

～分別回収の推進～

達成指標を実現するための施策	担当部署
ごみの適切な分別・排出方法について、ホームページやかんきょうカレンダーによるごみ収集に関わる規制の周知	生活環境課
自治会などへのごみの分別説明会を通じた、分別・排出方法などの周知	生活環境課
排出されたごみの実態を調査し、適切な分別・排出方法の理解を促進	生活環境課
多言語対応のチラシなどを作成し、外国籍の市民も分かりやすい分別・排出方法の周知	生活環境課

～資源の有効利用～

達成指標を実現するための施策	担当部署
広報紙やホームページ、市の率先行動を通じた、市民・事業者に対するグリーン購入の理解促進と普及促進	生活環境課
給食や飲食店、食品加工工場などから出される食品残さを堆肥化やエコフィード※として有効活用	担当各課

グリーン購入とは？

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境や社会への影響を考え、環境負荷ができるだけ小さく、かつ社会面に配慮した製品やサービスを、環境負荷の低減や社会的責任の遂行に努める事業者から優先して購入すること。



出典：グリーン購入ネットワーク

～不法投棄の撲滅に向けた取り組みの推進～

達成指標を実現するための施策	担当部署
農業用ビニールの回収促進と適切な処理方法の周知	農政課
ホームページや広報紙を通じた不法投棄防止及び禁止の周知と意識啓発	生活環境課
不法投棄未然防止のため、土地の管理者に対する適切な管理方法の助言・指導の実施	生活環境課
市民・事業者と連携した草刈やごみ拾いなどの環境美化活動を通じた、不法投棄防止の推進	生活環境課
広報紙や環境に関する講座において、家電リサイクル法などの理解促進と適切な処理方法を周知	生活環境課

～適切な管理と徹底した監視体制～

達成指標を実現するための施策	担当部署
「結城市資源物(24時間)リサイクルステーション」の適切な運営と管理	生活環境課
「かんきょうカレンダー」や「ゴミレンジャー」などを用いた、誰にでも分かりやすい広報の作成	生活環境課
不法投棄防止パトロール活動の実施や環境監視員の配置による、不法投棄に対する徹底監視	生活環境課
不法投棄防止看板の作成及び関係機関との連携体制の構築と強化	生活環境課



不法投棄防止看板

市民の取り組み

- ・ 家庭でできるごみ減量活動をしましょう。
- ・ 買い物をする際は簡易包装の商品を選ぶとともに、マイバックを持参しましょう。
- ・ 調理くずや食べ残しなどを出さないようにメニューや調理方法を工夫し、生ごみの減量に努めるとともに、発生した生ごみは生ごみ減量化器具などを活用しましょう。
- ・ 資源物は分別し、資源物の収集日に出しましょう。
- ・ 資源回収が義務付けられているテレビや冷蔵庫などの家電は適正に処理しましょう。
- ・ 木くず、紙くず、廃プラスチックなどの家庭ごみは屋外で焼却しないようにしましょう。
- ・ ごみの不法投棄や資源物の持ち去りを見つけたときは市へ連絡しましょう。

事業者の取り組み

- ・ 卸売り・小売業では、商品の簡易包装や梱包材などの発生抑制に努めましょう。また、非石油系のレジ袋を使用しましょう。
- ・ 消費者に対してマイバックの利用を呼びかけましょう。
- ・ 飲食店や食品加工工場では、メニューや調理方法の工夫により、調理くずや残飯などの生ごみの減量に努めましょう。
- ・ 事業に伴って発生したごみは決められた排出ルールを守り、排出者の責任において適正に処理しましょう。
- ・ 「建設リサイクル法」に従い、産業廃棄物の再資源化及び適正業者への委託により不法投棄の未然防止に努めましょう。
- ・ 農業で利用するマルチビニールなどは適切に処理し、燃やさないようにしましょう。



エコバック
周知ポスター
経済産業省



農業用ビニールの回収

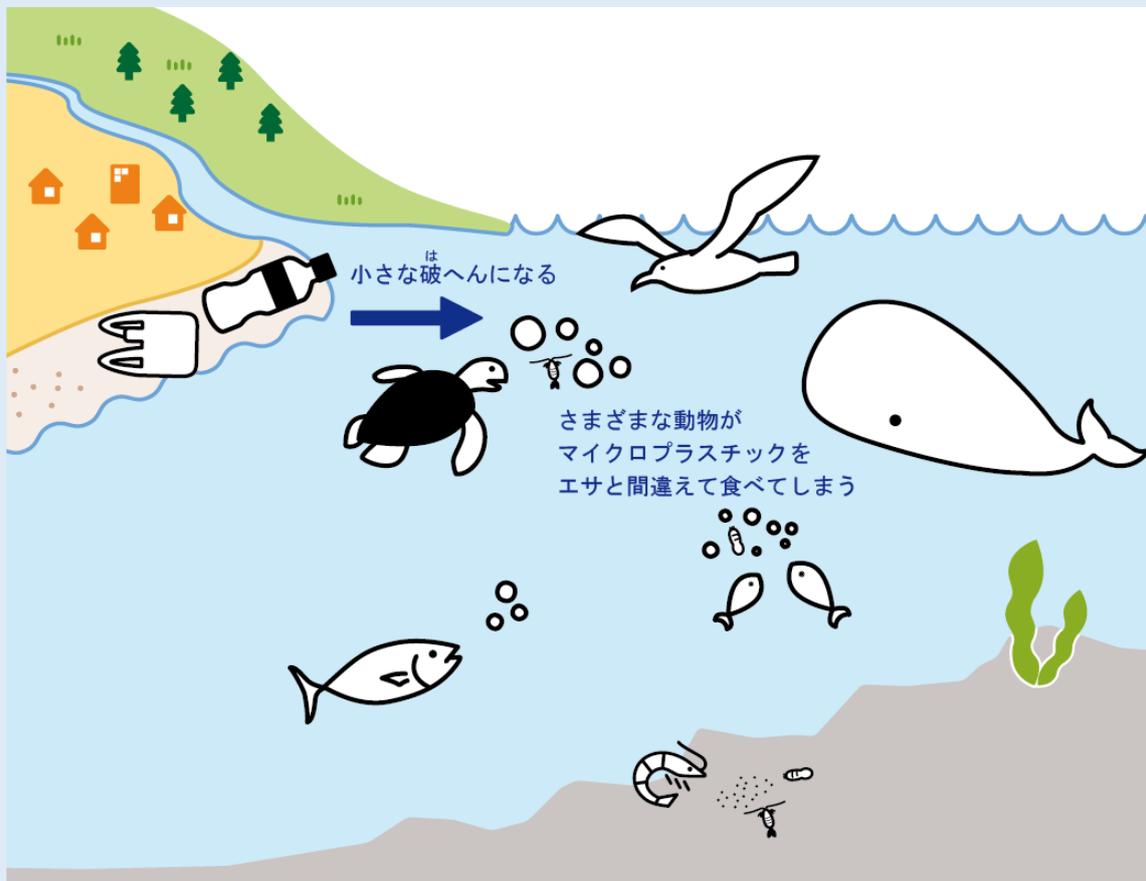
マイクロプラスチック※とは？

海岸に漂着したプラスチックごみは、紫外線などによって劣化し、波などによって小さなプラスチック片になります。

特に、5mm以下の小さなプラスチック片は「マイクロプラスチック」と呼ばれています。

プラスチックは小さくてもその性質は変わらず自然界では分解されないこと、また、プラスチックは有害化学物質を吸着しやすい性質があることから、マイクロプラスチックの誤食に伴う海洋生物への影響が懸念されています。また、含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響も懸念されています。

プラスチックは小さくなると回収ができなくなるため、川や海へ流出しないようにプラスチックごみを回収すること、流出してしまったごみをマイクロプラスチックになる前に回収することが重要です。



出典：環境省

第3項 生活環境

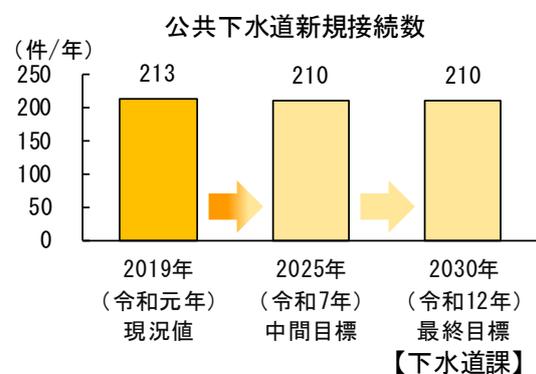
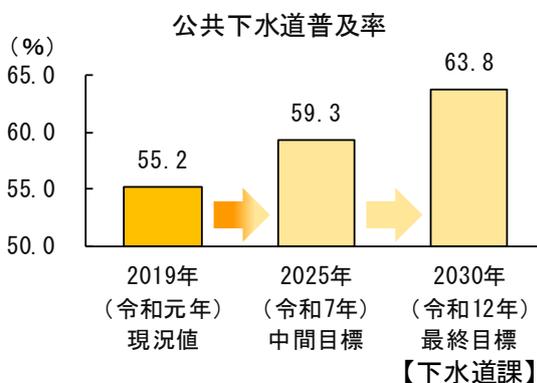
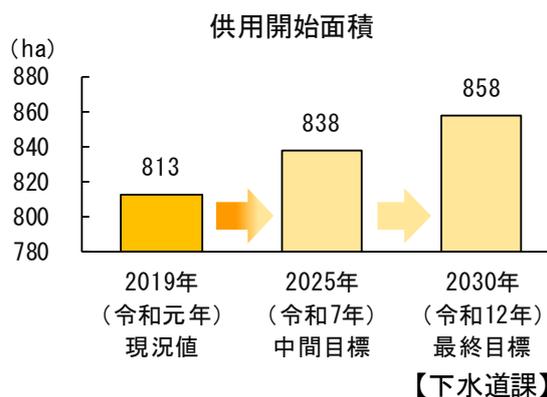
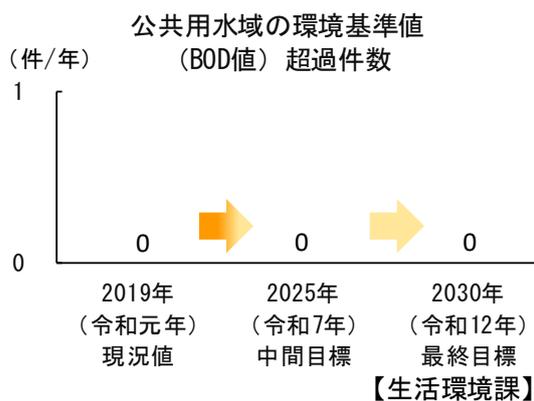
関連する SDGs の目標									
------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

目標 健康で快適な暮らしの営み

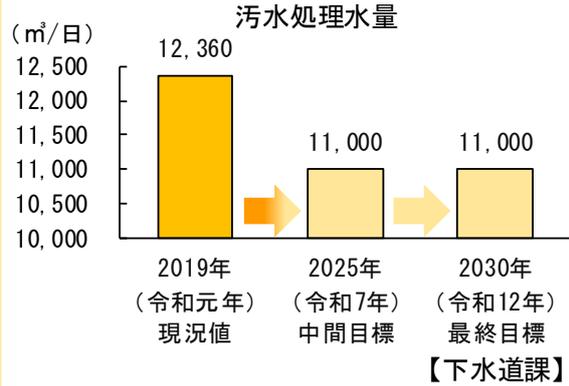
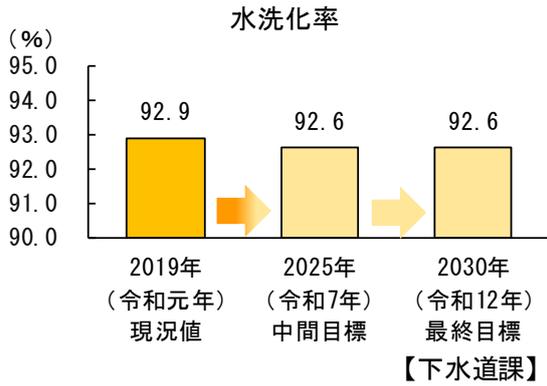
私たちが安心した生活をするためには、私たちを取り巻く空気や、水がきれいで安全なものなくてはなりません。

有害物質による大気汚染、汚水による水質汚濁などの公害だけではなく、快適で住みよい環境作りには、身近な騒音・振動・悪臭など日常生活に関係がある公害にも目を向ける必要があります。

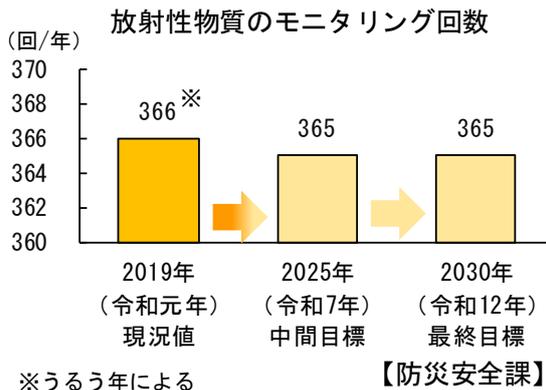
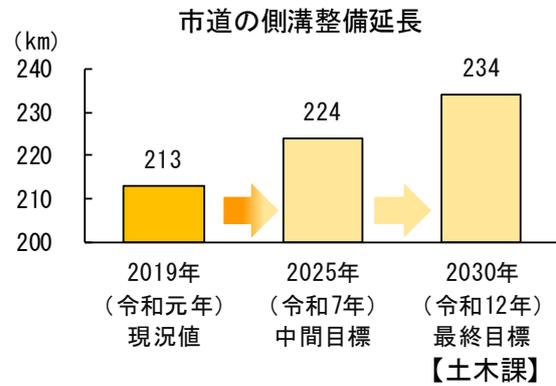
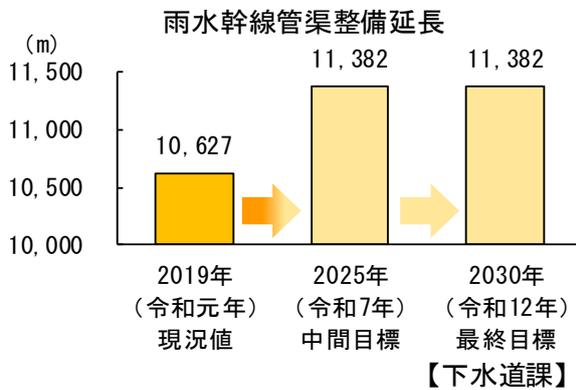
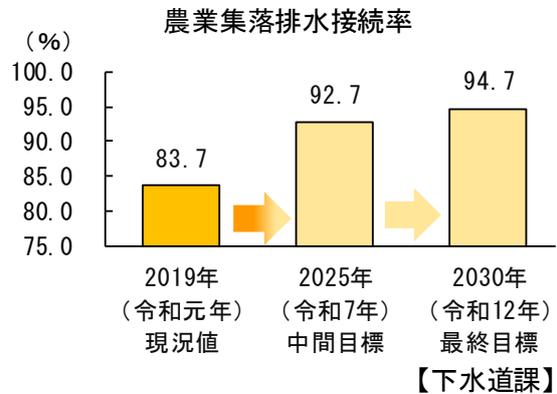
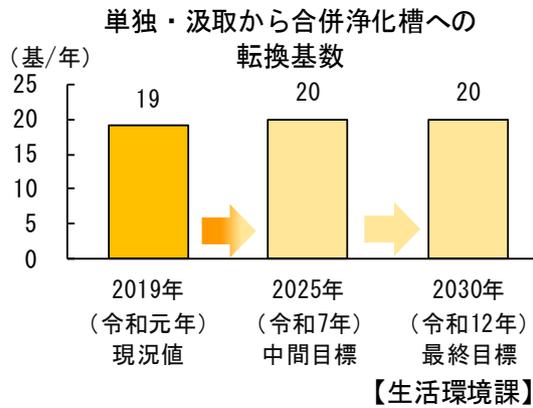
活動指標



※公共下水道新規接続件数は過去5年間の平均値としました。



※水洗化率及び汚水処理水量は、人口の減少が予想されるため、現況値より低い目標値となります。



～水質の保全～

達成指標を実現するための施策	担当部署
市内河川の水質測定を季節ごとに実施し実態を把握するとともに、広報紙などによる公表	生活環境課
「結城市汚水処理アクションプラン」に基づく、計画的な公共下水道処理施設の整備推進	下水道課
市下水浄化センターや管渠などの公共下水道施設の整備による汚水及び雨水の適正処理の推進	下水道課
公共下水道接続に関する普及促進 PR チラシの配布による接続の促進	下水道課
公共下水道認可区域及び農業集落排水事業区域外における、合併処理浄化槽設置の普及促進	生活環境課
農業振興地域における、農業集落排水施設の整備推進及び適正管理	下水道課
下水道展などのキャンペーンや広報紙などによる啓発を通じた、生活排水の汚濁軽減推進	下水道課
工場や事業所での事業活動に伴う汚染物質排出について、関係機関と連携し、水質汚濁防止法に基づいた規制と把握	生活環境課
関係機関と連携した、市域の地下水質調査結果の把握と公表	生活環境課
「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」に基づいた、地下水の採取規制及び許可に関する周知と理解促進	生活環境課
浸透枳などの整備による、雨水の地下還元	土木課 都市計画課

～悪臭・騒音・振動の発生抑制～

達成指標を実現するための施策	担当部署
野焼きの原則禁止、または規制に対する周知	生活環境課
工場や事業所での事業活動及び畜産に伴う悪臭について、関係機関と連携し、悪臭防止法及び大気汚染防止法に基づいた規制と把握	農政課 生活環境課
近隣住宅へ迷惑をかける家庭騒音や振動に対する指導	生活環境課
騒音規制法及び振動規制法に基づき、工場や事業所における事業活動に伴う騒音及び振動の発生抑制	生活環境課
幹線道路における騒音値の把握により、関係機関と連携した騒音抑制の推進	生活環境課

～公害監視活動の推進～

達成指標を実現するための施策	担当部署
公害に関する市民からの苦情への対応及び発生源に対する助言及び指導	生活環境課



結城市下水浄化センター

～化学物質・放射性物質による問題の未然防止～

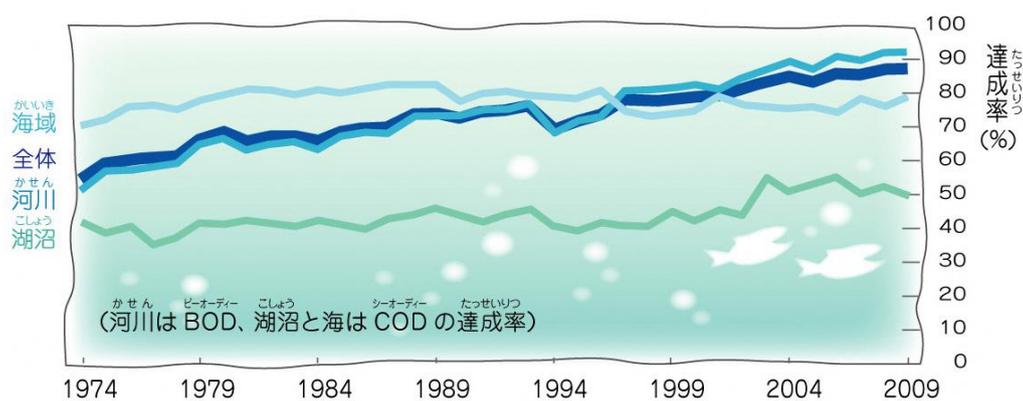
達成指標を実現するための施策	担当部署
定期的に化学物質の情報を把握するとともに、必要に応じて関係機関と連携した規制を実施	生活環境課
ダイオキシン類*対策特別措置法などに基づき、関係機関と連携し、野焼きや焼却炉の使用に関して規制や指導の実施	生活環境課
特に子どもが多く利用する市内の公共施設においてモニタリングの継続実施と結果の公表	担当各課
測定の結果、基準値以上の空間放射線量が測定された箇所については、「放射線測定に関するガイドライン」（平成23年10月21日文科科学省、日本原子力研究開発機構）などに基づき除染を実施	担当各課
周辺より放射線量の高い箇所を発見した場合に、関係機関へ連絡するとともに、除染を申請	生活環境課
必要に応じて、市民へ測定機器の貸し出し	担当各課

～景観保全の推進～

達成指標を実現するための施策	担当部署
看板設置などにより、空き缶やタバコの吸殻のポイ捨て禁止の徹底	生活環境課
ペットのフンの後始末の徹底など、ペットの適切な管理の推進	生活環境課
公園を利用した際やイベント時におけるごみの持ち帰りの指導により、公共の場を美しい状態に維持するよう徹底	担当各課 都市計画課

市民の取り組み

- ・ 低公害車や低燃費自動車などの、環境負荷の少ない自動車の選択を心がけましょう。
- ・ ペットなどの鳴き声が近隣住民への迷惑にならないようにしましょう。
- ・ 公共下水道や農業集落排水への接続もしくは、合併処理浄化槽の設置・維持管理に取り組み、生活排水による水質汚濁の防止に努めましょう。
- ・ 環境負荷の少ない洗剤を利用しましょう。
- ・ タバコの吸殻や空き缶・ペットボトルなどのポイ捨てはやめましょう。
- ・ ペットのフンは飼い主が後始末をしましょう。
- ・ 空地・空き家などの所有者は常に土地の状況を確認し、除草やごみの除去、安全管理などを行って適切に管理し、環境美化や不法投棄防止に取り組みましょう。



水質の環境基準を達成している割合 出典：環境省

事業者の取り組み

- ・ 事業活動に伴い発生した排水は敷地内において確実に処理し、基準値を超えないようにしましょう。
- ・ 騒音規制法・振動規制法に従い、工場や事業所からの騒音・振動の発生抑制に努めましょう。
- ・ 悪臭防止法に従い、工場や事業所からの悪臭発生抑制に努めましょう。
- ・ 家畜を飼育する際は、排泄物を適正に処理しましょう。
- ・ PRTR制度*により、有害化学物質*の適正管理を行いましょう。
- ・ 環境コミュニケーション*により、市民への情報開示を図りましょう。
- ・ 大気汚染や騒音・振動を防止する施設の設置や既存設備の改善などの適切な整備を実施しましょう。

第4項 自然環境

関連する

SDGs の目標



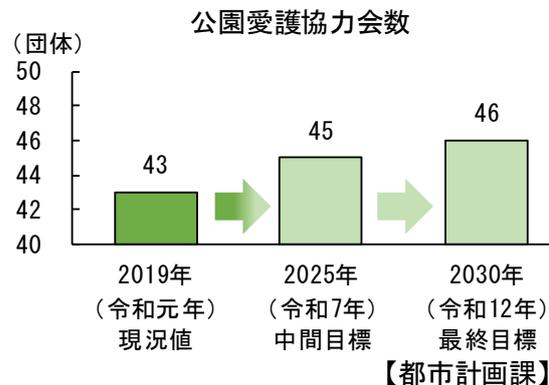
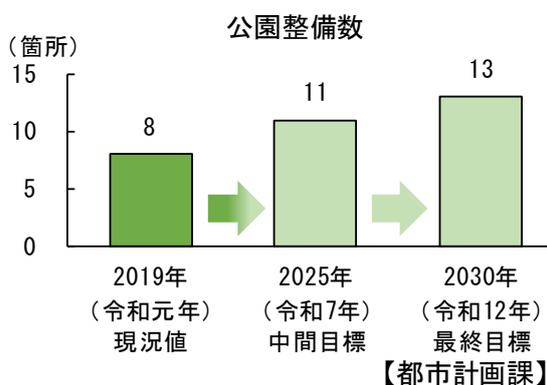
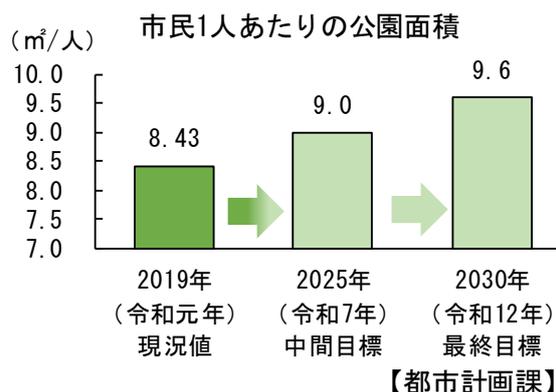
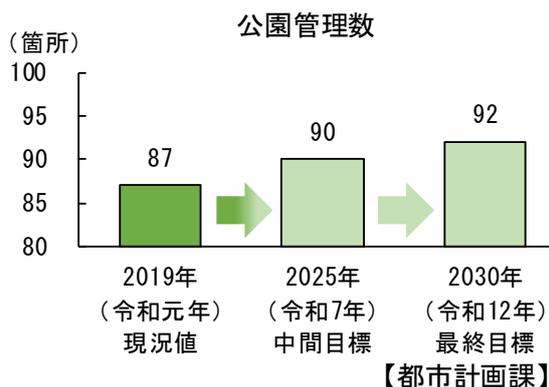
目標

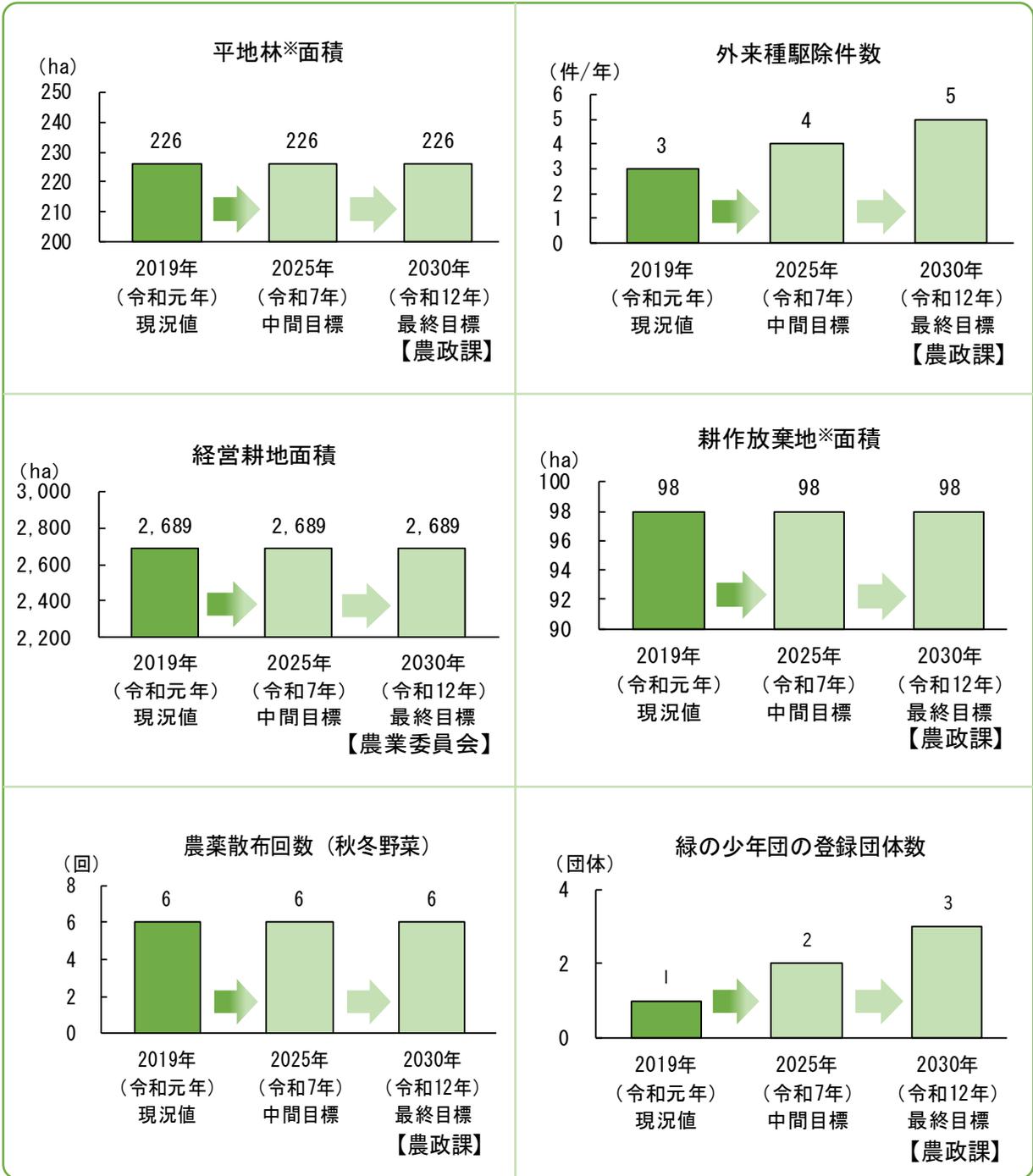
かけがえのない自然を保全

私たちの暮らしと自然環境は密接に関わり合いを持ち、豊かな実りや穏やかな安らぎを与えてくれます。

自然環境を保全することは、人にとっての生活空間を創出するだけでなく、動植物にとっても豊かな繁栄をもたらすことができるため、身近な緑地や水辺、里山などは多様な動植物の生息空間として、積極的に保全・保護をする必要があります。

活動指標





公園



街路樹

～生物多様性の保全（野生生物の適切な管理）～

達成指標を実現するための施策	担当部署
市内の在来種・希少生物の生息空間の管理	生活環境課
ペットの適切な管理と指導	生活環境課
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）に基づいた、特定外来生物をはじめとする外来種が健全な生態系の維持に与える影響や、飼育、栽培、保管および運搬など、外来種に対する情報提供を通じた、理解促進及び外来種の持ち込みの禁止に関する指導	生活環境課 農政課
関係機関と連携した外来種の駆除	生活環境課 農政課
生物多様性センター※と連携した、野生生物の生息状況などの情報提供	生活環境課

外来種とは？

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指します。“在来種（本来の分布域に生息・生育する生物）”でも、たとえばカブトムシのように、本来は本州以南にしか生息していない生物が北海道に入ってきた、というように日本国内のある地域から、もともといなかった地域に持ち込まれた場合には、“外来種”となり、もともとからその地域にいる生物に影響を与える場合があります。このような“外来種”のことを「国内由来の外来種」と呼んでいます。

※ 渡り鳥、海流によって移動してくる魚や植物の種などは、自然の力で移動するものなので外来種には当たりません。



外来種 アライグマ



外来種の危機 出典：環境省

～自然とふれあうことができる空間の創出～

達成指標を実現するための施策	担当部署
里山の保全の推進	生涯学習課
親水公園や散策路、サイクリングロードなど、安全に水とふれあうことができる親水空間を整備	企画政策課 都市計画課
市内の河川や水生生物の観察会など親水空間において水環境を学ぶ機会を提供	担当各課
公共事業における、環境負荷の少ない工法の選択	担当各課
計画的な都市公園整備を通じた、良好な市街地の形成及び安全で快適なまちづくりを推進	都市計画課
除草や樹木管理による、公園と緑地などの維持管理	都市計画課
安全安心な憩いの公園提供に向けた、公園施設の老朽化及び機能が低下した施設の改善	都市計画課
公園愛護協力会への活動支援などを通じた、地域住民との協働による公園の管理と快適で安全な公園の環境維持	都市計画課
市民と共に育てた花を公園や公共施設に植えるなど、花と緑の街づくりの推進	都市計画課



鹿窪運動公園



水辺公園

～農地や森林の保全の推進～

達成指標を実現するための施策	担当部署
農地の基盤整備や農道の舗装など、農産物の効率的な物流確保による農業環境整備の推進	農政課
農地の借り手・貸し手間の調整を通じた、農地の確保と有効利用を促進	農政課 農業委員会
農地に関わる調査や耕作放棄地マップ作成など、耕作放棄地の現状把握の推進	農政課 農業委員会
害虫の一斉防除による農薬の適正管理を通じた、農薬の使用低減の促進	農政課
地区活動組織が行う農村環境向上活動や美化活動に対する補助を通じた、農地や農業用水などの資源及び農村環境の良好な保全と質の向上	農政課
「エコ農業茨城推進基本計画」に基づく、エコ農業茨城協定の締結及び地区認定の推進	農政課
市内で営農する農家に対し、エコ農産物の認証の推進	農政課

市民の取り組み

- ・ 市や市民団体が実施する生物調査や、野生生物の保護・保全活動に協力しましょう。
- ・ 外来種の持ち込みや飼育、放流はしないようにしましょう。
- ・ 自然観察イベントなどに参加し、自然環境への理解を深めましょう。
- ・ 「河川クリーン作戦」などに参加し、河川の美化活動に取り組みましょう。
- ・ 公園をきれいに利用するとともに、市や市民団体が行う公園の清掃・美化活動に協力しましょう。



里山などの手入れ放棄による危機
出典：環境省

事業者の取り組み

- ・ 事業を行う際には環境負荷の少ない工法を選択し、環境負荷を抑えるように努めましょう。
- ・ 工事などにおける資材調達に際して、外来種の持ち込みが無いよう注意しましょう。
- ・ 水辺の工事は、土砂の流出を防止するとともに、多自然工法の導入や自然護岸の保全・再生など環境に配慮した工法を選択し、環境負荷の低減に努めましょう。
- ・ 市や市民団体が行う公園の清掃・美化活動に協力しましょう。
- ・ 「環境美化パートナーシップ事業*」に登録するなど、まちの美化活動に取り組みましょう。
- ・ 工場や事業所の敷地内の状況を常に確認して除草やごみの除去、安全管理を行うなど適切に管理し、環境美化や不法投棄防止に取り組みましょう。
- ・ 営農していない農地については、放置せず関係機関に相談するなどし、耕作希望者へ提供しましょう。
- ・ 「認定農業者」へ申請をし、減農薬・減化学肥料栽培など環境保全型農業に取り組み、生産した農作物を「いばらきエコ農産物」など環境保全ブランドとして登録しましょう。



いばらきエコ農産物認証

第5項 協働・共生

関連する
SDGsの目標



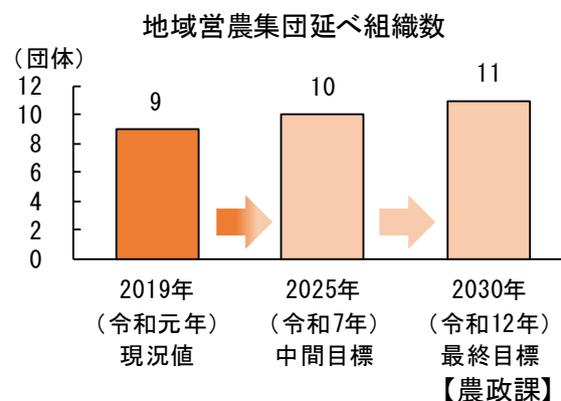
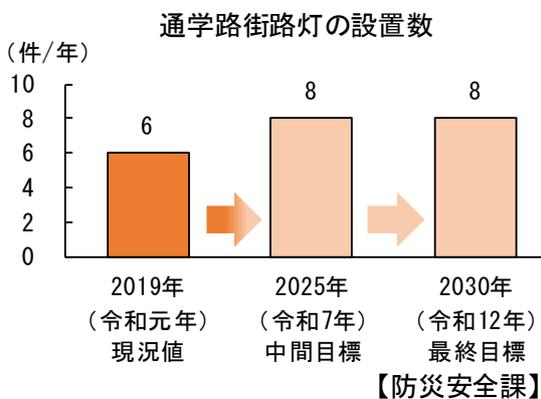
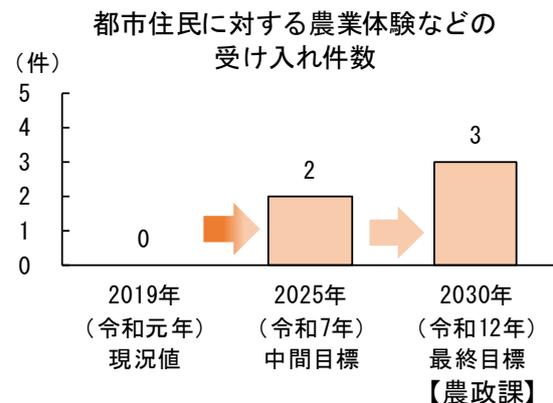
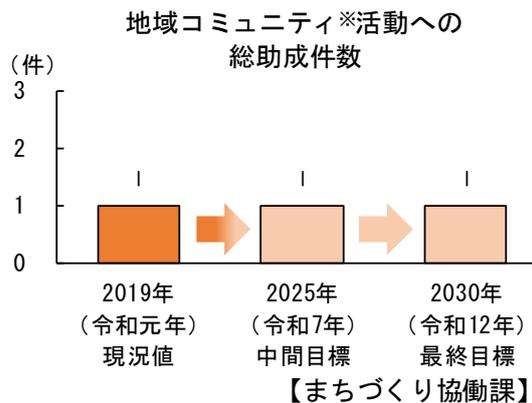
目標

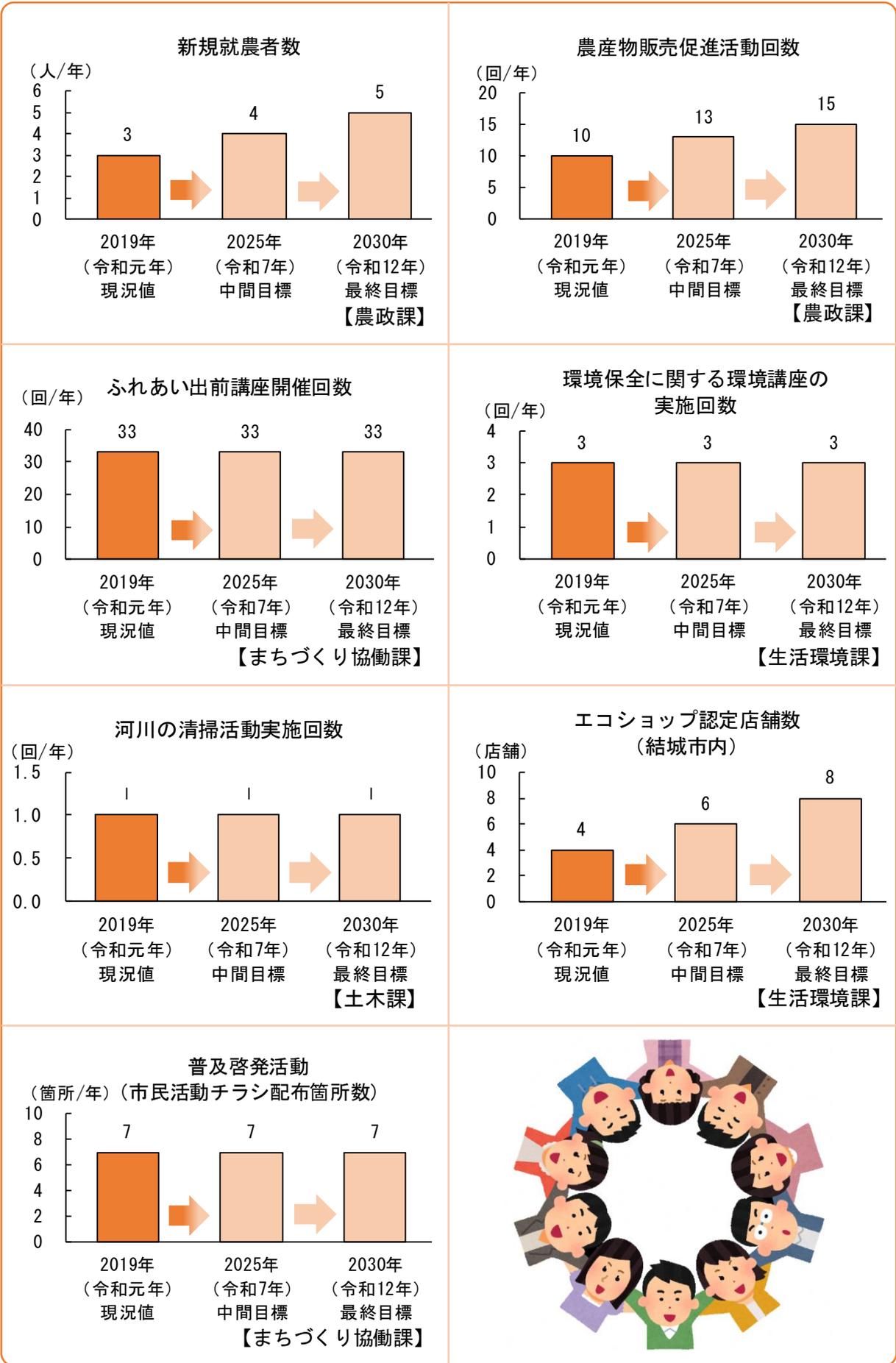
市民活動の促進と地域社会への貢献

協働と共生による地域づくりは、行政だけでなく、地域の自治会、ボランティア、NPO、企業などの様々な団体やグループが連携・協力し、地域に必要なサービスを提供することを推進しています。

このような多様な主体が、相互に特性や役割を認識し、対等な立場で、尊重しながら、共通の目的を達成するために協力し合うことが重要です。

活動指標





～地域コミュニティの活性化～

達成指標を実現するための施策	担当部署
まちづくりに対する市民意識の向上と、市民活動の活性化の促進	まちづくり協働課
市内通学路において暗く危険な場所へ、街路灯の設置	防災安全課
事業所の環境保全活動へのインセンティブを付加する「エコ・ショップ認定制度※」や「エコ事業所登録制度※」への加入促進	生活環境課
「茨城県環境保全施設資金融資制度」の広報などを通じた、事業所の環境保全活動に対する支援実施	生活環境課
「ISO14001※自己宣言」を通じた、市の率先した環境保全活動を推進	生活環境課
学校の授業や野外活動を通じた、生物多様性に対する理解促進や意識啓発	生活環境課 指導課

～市民参画を促す地域の環境美化活動～

達成指標を実現するための施策	担当部署
「環境美化パートナーシップ事業」を通じた、市民の環境美化意識の向上や、協働による身近な道路や緑地などの環境美化活動の促進	まちづくり協働課
学校の授業などを通じた、子ども達に対する地域環境美化への意識啓発	指導課
環境配慮に継続的に取り組む団体に対する、環境美化活動の支援や表彰の実施	まちづくり協働課

～育成・支援の促進～

達成指標を実現するための施策	担当部署
農業体験などを通じた、農業への理解促進及び地域振興	農政課
市内の小中学生を対象とした農業体験の実施など、環境教育の一環とした農業への理解促進	農政課
農用地の貸手農家などに対する助成を通じた農地流動化による、農地集積の促進及び中核農家などの育成	農業委員会
「農業経営基盤強化準備金制度」や「地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業」などの農業に関わる資金援助の案内を通じた経営支援	農政課
農業を行う上で発生する問題を解消しやすい環境づくりの推進	農政課
県が実施する「いばらき営農塾」への案内などを通じた、新規就農者の育成の促進	農政課
「認定農業者等育成事業」の実施による、認定農業者の経営基盤の強化を促進	農政課
機械などの整備に対する助成を通して、農作業の共同化や農業機械の共同利用を進めることによる地域営農集団の育成の促進	農政課
市内の小中学生を対象とした食育指導の実施や、地産地消を取り入れた給食の提供	給食センター



農業体験（トウモロコシの収穫）



田んぼアート

市民の取り組み

- ・ 農業体験に参加しましょう。
- ・ 「いばらきエコ農産物」など、減農薬・減化学肥料栽培による環境保全型農業で生産した作物を選びましょう。
- ・ 地産地消や食育に積極的に取り組みましょう。
- ・ 家庭において、子どもと一緒にごみの分別や省エネ活動に取り組むなど、環境教育を実践しましょう。
- ・ 「ふるさと体験学習」など、市の自然環境にふれあう自然体験活動に積極的に参加しましょう。
- ・ 「ふれあい出前講座」などに参加し、環境に関する知識を身に付けましょう。
- ・ 「環境美化パートナーシップ事業」をはじめ、地域コミュニティなどで行われている環境美化・緑化活動に積極的に参加しましょう。
- ・ 知識や技術・経験を有する人は、環境技術や環境保全に関するノウハウを地域の環境保全活動へ活かしましょう。
- ・ 地域の環境美化活動に取り組みましょう。

事業者の取り組み

- ・ 農村交流に関心をもち、農業体験の受け入れを検討しましょう。
- ・ 飲食店では地産地消に取り組み、地元の農産物を積極的に取り入れましょう。
- ・ 職場における環境教育・環境学習に努めましょう。
- ・ 環境負荷の少ない事業活動に努め、「エコ・ショップ認定制度」や「エコ事業所登録制度」へ加入登録しましょう。
- ・ 「ふれあい出前講座」など、市が主催する講座などに参加しましょう。
- ・ 「環境美化パートナーシップ事業」をはじめ、地域コミュニティなどで行われている環境美化・緑化活動に積極的に参加しましょう。
- ・ 知識や技術・経験を有する人は、環境技術や環境保全に関するノウハウを地域の環境保全活動へ活かしましょう。

環境教育と環境学習

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（環境教育推進法）」が2004年に施行されてから、8年後の2012年に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」に改正され、全面施行されました。環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行われる教育活動をより幅広い実践的な人材づくりに向けた法律となりました。

その環境教育等促進法の第2条第3項において「「環境教育」とは、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。」とされています。定義上、環境学習は環境教育に含まれると言えるでしょう。

しかし、地域レベルであっても、地球レベルであっても、環境保全に向けての行動は、上から押し付けられるものではなく、自らの行動により達成される、との考えから、「環境教育」ではなく「環境学習」という言葉もいろいろな場面で用いられています。

環境教育・環境学習は法律が制定される以前から行われており、世代や場所を問わない活動と言えます。世代間のコミュニケーション、他地域とのコミュニケーションの場としても用いられています。みなさんも身近な環境教育・環境学習の場を探し、参加してみましょう。きっと普段の生活では得られない体験が待っていますよ！



第5章 SDGsの目標との関係性

項目		目標	主な施策	1 People People	2 Climate Action	3 Good Health and Well-being
重点戦略	知る	結城市の環境基本計画、環境保全活動を知る	広報やホームページを利用した積極的なイベントなどの情報発信			
			ニーズに応えた行政情報の公開			
	育てる	環境保全及び創出の基盤となる人や組織の仕組みを育てる	観察会や体験学習による学習機会の提供			●
			市民講座など開催による自発的な活動意欲の創出			●
	守る	将来世代に引き継ぐための良好な環境を守る	イベントや体験事業参加による意識向上			
			経済活動と環境保全との調和			
分野別目標	低炭素	低炭素社会への転換	温室効果ガスの削減			
			省エネ・節電支援、ライフスタイルの見直し			
			再生可能エネルギーの普及促進			
			気候変動への適応			
	資源循環	資源循環システムの形成	ごみの発生抑制			
			分別回収の推進			
			資源の有用利用			
			不法投棄の撲滅に向けた取り組みの推進			
			適切な管理と徹底した監視体制			
	生活環境	健康で快適な暮らしの営み	水質の保全			●
			悪臭・騒音・振動の発生抑制			
			公害監視活動の推進			
			化学物質・放射性物質による問題の未然防止			●
			景観保全の推進			
	自然環境	かけがえのない自然を保全	生物多様性の保全			●
			自然とふれあうことができる空間の創出			
			農地や森林の保全の推進			
	協働・共生	市民活動の促進と地域社会への貢献	地域コミュニティの活性化			●
			市民参画を促す地域の環境美化活動			●
			育成・支援の促進			●

4 知識の習得 Acquire Knowledge	5 ジェンダー平等 Gender Equality	6 清潔な水と衛生 Clean Water and Sanitation	7 再生可能エネルギー Renewable Energy	8 経済的繁栄 Economic Growth	9 産業、イノベーション、インフラ Industry, Innovation and Infrastructure	10 公平な社会と豊かさ Reduced Inequalities	11 持続可能な都市とコミュニティ Sustainable Cities and Communities	12 持続可能な消費と生産 Responsible Consumption and Production	13 気候変動への対応 Climate Action	14 海の豊かさ Life Below Water	15 陸の豊かさ Life on Land	16 公正な社会と法の支配 Peace, Justice and Strong Institutions	17 パートナーシップによる発展 Partnerships for Sustainable Development
●						●	●					●	●
●						●						●	●
●				●		●						●	●
●				●								●	●
							●	●	●	●	●	●	●
		●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●
			●	●	●		●	●	●				●
●			●	●			●	●					●
				●			●	●					●
				●			●	●					●
●					●		●	●		●			●
●								●					●
		●		●	●		●	●		●	●		●
					●		●	●					●
					●		●						●
					●		●				●		●
							●	●		●	●		●
							●			●	●		●
							●	●		●	●		●
●					●		●	●				●	●
●					●		●						●
●					●		●					●	●

第6章 計画の推進

第1節 推進と評価の体制

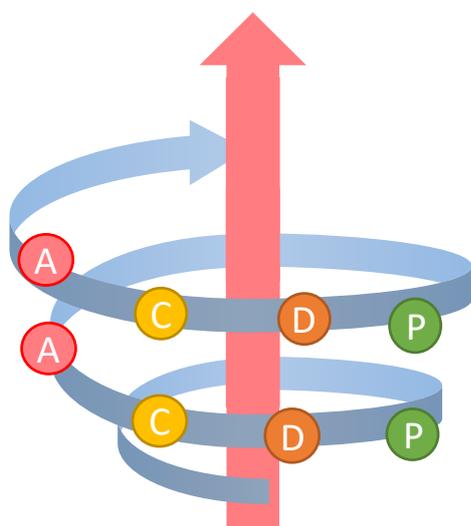
本計画は、市民・事業者・市による取り組みのもとで推進します。あらゆる主体と協働して施策を推進するために、各組織との連携強化を図ります。

また、本計画の総合的な推進を図るため、結城市環境基本計画策定ワーキングチームにおいて、横断的な視点で庁内調整を図りながら、市施策を円滑かつ着実に展開していきます。

第2節 進行管理の手法

第1項 進行管理の方法

本計画の推進においては、本市で取り組んでいる ISO14001 で用いている PDCA サイクルに基づく点検、評価や見直しを行い、計画の継続的な改善を図ります。



【PDCA サイクルの各段階での役割】

●PLAN（計画する） 環境基本計画

本計画において、目指す環境像を実現するための目標を定め、それらに関連する施策を設定します。

●DO（実施） 施策・取り組みの実施

本計画に基づき、市民、事業者や関係機関などとの連携を図りながら施策の実施、取り組みの推進を図ります。

●CHECK（点検・評価及び公表）

本計画の進捗状況は、環境の現状、指標の評価の把握を行い、実施状況の年次報告書を作成し、公表します。また、併せて環境審議会にも報告することにより、助言や提言を求めています。

●ACTION（見直し）

毎年度点検し、翌年度の取り組みの実施に反映します。

第2項 指標を用いた進行管理

本計画の進行管理における点検・評価を客観的及び具体的に行うため、それぞれの目標には指標を設定しています。これらの指標を活用して事業の進捗状況を数値で評価することにより、施策の達成状況について各実施主体が認識を共有しつつ、効果的に進行管理を行い施策の推進を図ります。

第3項 情報の発信

本市での施策の進捗状況、社会動向や環境の変化に応じて更新された本計画の内容は、指標の最新の現状値とともに、毎年、年次報告としてホームページなどで発信します。それにより、常に活きた計画として、本計画を推進します。

資料編

用語集

【あ行】

●ISO14001 (International Organization for Standardization)

環境マネジメントシステム (Environmental Management System) のことです。企業や工場を取り巻くすべての人 (住民、利害関係者)、もの (水、空気など) に与える環境影響を明確にし、悪影響を解決していくためのシステムを言います。

●一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号) 第 6 条第 1 項の規定により、一般廃棄物の処理に関する計画を定めるもので、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」から成り立っています。

●イノベーション (Innovation)

新たなものを創造し、変革を起こすことで経済や社会に価値を生み出すことを言います。外来語であり、「技術革新」「新機軸」と日本語で訳されます。

●エコドライブ

燃費を向上させるために運転者が行う取り組みや、そうした取り組みのもとに行う運転のことで、環境省からは「エコドライブ10のすすめ」が発表されています。

●エコ・ショップ認定制度

環境にやさしい商品の販売や、ごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗を、市が認定するものです。

●エコ事業登録制度

事業所の規模や業種に関わらず、環境にやさしい取り組みを行う事業所を、茨城県が「茨城エコ事業所」として登録して、広く県民に紹介するものです。

●エコハウス

国土交通省が普及を進めているプログラムのひとつで、環境への負荷を抑えるための省エネルギーや再生可能エネルギーの使用、資源の再利用、廃棄物の削減などの対策を講じた住宅のことを言います。屋上緑化や雨水の再利用、太陽光・風力エネルギーの利用、ゴミの減量などがあります。

●エコフィード (Eco-feed)

食品残さなどを利用して製造された飼料のことです。

●SDGs (持続可能な開発目標)

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略称で、平成27年(2015年)9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国連目標です。人間がずっと地球に住み続けられるように開発・発展するための17のゴールと169のターゲットから構成され「誰一人取り残さない」ことを宣言しています。

●エンパワーメント (empowerment)

人々に夢や希望を与え、勇気づけ、人が本来持っている素晴らしい、生きる力を湧き出させることです。

●温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称で、代表的な物質として、オゾン、二酸化炭素、メタンなどがあり、地球温暖化の主な原因とされています。

【か行】

●可燃残渣

廃棄物を焼却処理した後に残るもので、可燃物の灰分、不燃物・可燃物の焼え残り、すなわち未燃分のことです。

●環境家計簿

家庭で消費する電気・ガス・灯油・ガソリン・水道などのエネルギーのCO2排出量を算出するものです。毎月、家庭でどのくらいCO2を排出しているか、データを積み重ね、ムダなエネルギー消費やCO2の削減につなげることができます。

●環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準です。大気、水（地下水を含む）、土壌、騒音の目標が法令に基づき定められています。

●環境コミュニケーション

事業者が実施している環境負荷低減活動や環境保全対策などについて、市民や行政との対話を通じて伝えていくことです。

●環境美化パートナーシップ事業

身近な地域の道路や緑地など公共的な場所を、市民団体などが継続的にボランティアで清掃・除草などの環境美化活動に取り組み、市は必要な支援を行うことにより、市民や事業者と市が協働して「きれいな“まち”をつくろう」という事業です。

●気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change）は、昭和63年（1988年）に世界気象機関と国連環境計画という組織によって設立されました。世界中の研究者の研究やデータから気候変動の状況を評価する報告書を作り、気候変動自体や政策判断をするための科学的な根拠を提供しています。

●グリーンな経済システム

持続可能な発展を達成する経済の組織や体系のことで、社会的公平性、とりわけ貧困削減に重点をおいていることに特色があります。

●グローバル パートナーシップ（Global Partnership）

地球規模の協力関係のことで、世界平和・環境問題など世界的問題の解決のために提携することを言います。

●耕作放棄地

農林水産省では、「以前耕作していた土地で、過去１年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する考えのない土地」と定義付けています。

●国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）

COPとは、国連気候変動枠組条約締約国会議（Conference of Parties）の略称であり、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくための国際的な議論の場を指します。平成27年（2015年）に21回目の会議がパリ（フランス）で開催されたため、この会議をCOP21又はパリ会議と呼びます。

【さ行】

●再生可能エネルギー

太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など、自然界に常に存在するエネルギーのことです。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存在する熱、バイオマス（動植物に由来する有機物）が再生可能エネルギーと呼ばれています。

●里山

大自然と都市との間に位置し、集落や人里に接した緑豊かな、人と自然が共存する森です。

●3R活動

3R活動とは、ごみの少ない社会を目指して行われる、リサイクルのための活動です。

- ・リデュース（Reduce）とは、ごみの量を減らすことです。
- ・リユース（Reuse）とは、ものを再利用することです。
- ・リサイクル（Recycle）とは、ごみを資源として新しい製品を生み出すことです。

●酸性雨

車の排気ガスには、硫黄酸化物や窒素酸化物が大量に含まれており、これらの酸化物が雨に混じると酸性に変化します。これが酸性雨です。

●ジェンダー (Gender)

身体の特徴など生来の性別の違いではなく、社会的、文化的につくられた性差のことです。男女の社会的・文化的役割の違いや男女間の関係性を示します。

●持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (2030 Agenda)

国連が令和12年(2030年)までの新たな持続可能な開発の指針を策定したものです。「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals:SDGs)を中核としています。

●循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会のことです。

●循環共生型の社会

「低炭素」・「資源循環」・「自然共生」施策の統合的アプローチによって、「環境」・「経済」・「社会」の統合的向上を目指す考え方のことです。

●省エネルギー

エネルギーを効率よく使うことにより、エネルギーの使用量を減らすことです。温室効果ガスの排出削減だけでなく、光熱費の削減につながります。

●スマートメーター

スマートメーターとは電力使用量をデジタルで計測する電力量計(電力メーター)のことです。従来のアナログ式のメーターとは異なり、デジタルで電力の消費量(kWh)を測定しデータを遠隔地に送ることができ、検針員による一戸一戸の電力メーターチェックの作業が必要なくなるという大きな利点があります。

●生物化学的酸素要求量（BOD）

採水した水を密閉したガラス瓶に入れ、20℃の暗所で5日間培養したときに、水中の有機物が好気性微生物により分解される過程で消費される水中の酸素量のことです。採水当日の酸素量と5日後の酸素量の差が、微生物に消費された酸素量となります。

●生物多様性

様々な生態系が存在し、生物の種間及び種内に様々な違いが存在することです。

●生物多様性センター

環境省自然環境局に置かれる機関です。生物多様性国家戦略に基づき、生物多様性に関する調査、情報発信、普及・啓発などを主たる業務としています。

【た行】

●ダイオキシン類

ものの焼却の過程などで副次的に生成する物質です。そのため、環境中には広く存在していますが、その量のごくわずかです。過去に生産されていた農薬の不純物としても存在し、拡散されました。ダイオキシン類は、分解されにくい性質を持ち、田畑や湖沼、海の底泥などに蓄積しています。

●太平洋岸式気候

日本の太平洋側における気候を言います。

●地域コミュニティ

地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや集まりのことをいいます。自治会（町内会）、老人会や婦人会、子ども会、地域づくり団体など、様々な団体が活動を行っています。

●地域循環共生圏

2018年4月に閣議決定された第5次環境基本計画において、「地域循環共生圏」の概念が提唱されました。「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観などの地

域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて、他地域と資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

●地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象です。温室効果ガスなどの人為的要因や、太陽エネルギーの変化などの環境的要因によるものであるといわれています。

●低公害車

大気汚染物質（窒素酸化物および一酸化炭素・二酸化炭素など）の排出が少なく、自然環境への負荷が少ない自動車のことです。通称はエコカー（eco car）。

●低燃費自動車

少ない燃料でより多くの距離を走る燃費の良い自動車のことです。

●特定外来種

外来生物のうち、特に人間の健康や在来種の生態系などに害を及ぼす、またはその可能性があると考えられる生物のことです。特定外来生物被害防止法に基づき指定されます。

【な行】

●ネットゼロエネルギーハウス（ZEH）

Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を略してZEH（ゼッチ）と呼んでいます。

家の断熱性を高めたり、省エネ機器を導入したりすることで使用するエネルギーを減らすと同時に、太陽光発電などでエネルギーを創り出すことによって、エネルギーの収支をゼロ、もしくは作り出すエネルギー量の方が多い状態を目指す住宅のことです。

【は行】

●パリ協定 (Paris Agreement)

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)を参照してください。

●ビジネス・コンティニュイティプラン (BCP Business Continuity Plan)

一般に、災害発生時において、企業が中核業務(特に重要視され注力される業務のことです)を持続させることを「ビジネス・コンティニュイティプラン(業務継続計画)」といいます。

●ビルエネルギーマネジメントシステム (BEMS)

BEMS(Building and Energy Management System、日本語では「ベムス」と読まれます)とは、「ビル・エネルギー管理システム」と訳され、室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムを指します。

●P R T R制度 (Pollutant Release and Transfer Register)

これまで市民のほとんど目にする事のなかった化学物質の排出に関する情報を国が1年ごとに集計し、公表する制度のことです。

●不燃残渣

不燃ごみから可燃物、資源物、処理不適物などを除去したもののことです。

●ふるさと体験事業

市内小中学生を対象に、本市の歴史や伝統、自然と触れ合う機会を提供し、結城郷土かるた取大会や野外体験教室、親子体験教室などの各種体験活動を通じ、青少年健全育成を図る事業です。

●平地林

平野部にある林のことです。先人が生活のために畑地などの開墾と併せて木を植えた人工林です。地力の乏しい土地を土壤改良するために落葉堆肥が利用されました。

【ま行】

●マイクロプラスチック (Microplastics)

環境中に存在する微小なプラスチック粒子は、マイクロプラスチックと呼ばれ、誤食に伴う海洋生物への影響が懸念されており、深刻な環境問題の一つとなっています。一般に5ミリメートル以下の大きさのものをマイクロプラスチックと呼んでいます。

【や行】

●有害化学物質

人の健康又は動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、化学物質の審査及び製造などの規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法などで指定されたものをいいます。

●要請限度

騒音規制法においては、市町村長は指定地域内における自動車騒音を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに対して対策を講じるよう要請することができるとしています。この判断の基準となる値を要請限度と呼びます。

環境活動に興味のある市民の割合算出方法

市民アンケートの回答者 549 人が全ての活動項目（10 項目）に興味があり、参加希望であると考えた場合を基準とする。

$$\begin{aligned} \text{環境活動に興味のある市民の割合} &= \text{アンケート 14 「興味のある活動」の合計 (1, 074)} \div \\ &\quad \text{市民アンケートの回答者 549 人が全ての活動項目 (10} \\ &\quad \text{項目)に興味があり、参加希望であると考えた場合 (549} \\ &\quad \times 10) \\ &= 19.6\% \end{aligned}$$
